
丸三の総合取引 約款・規定集

100年変わらぬ志

～ 丁寧に、誠実に、あなたの未来のために ～

丸三証券

約款・規定集

目次

お客様の個人情報の取扱いについて ～プライバシー・ポリシー～	2
最良執行方針	4
金融サービス提供法に係る重要事項の説明書	6
当社の勧誘方針	7
総合取引約款	8
保護預り約款	13
振替有価証券管理約款	16
ダイワMRF・野村MRF 累積投資約款	27
外国証券取引口座約款	29
国内外貨建債券取引約款	36
特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款	38
特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款	41
特定管理口座約款	42
非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款（一般 NISA、つみたて NISA）	43
未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款（ジュニア NISA）	47
丸三口座振替サービス取扱約款	52
MARUSAN-NET 取扱規定	53
電子交付サービス取扱規定	58
リスク・手数料等説明ページのご案内	64

お客様の個人情報の取扱いについて

～プライバシー・ポリシー～

丸三証券株式会社
代表取締役社長 菊地 稔

当社は、個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）に関する取扱い方針を以下のように定めます。

1 関係法令の遵守について

当社は、個人情報等の保護に関する関係諸法令、主務大臣のガイドライン及び認定個人情報保護団体の指針並びにこのプライバシー・ポリシーを遵守いたします。

2 個人情報等の利用目的

当社は、お客様の同意を得た場合及び法令等により例外として取り扱われる場合を除き、下記利用目的の達成に必要な範囲内でお客様の個人情報を取り扱います。個人番号については、法令で定められた範囲内でのみ取り扱います。

- (1) 金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため
- (2) 当社又は関連会社、提携会社の金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため
- (3) 適合性の原則等に照らした商品・サービスの提供の妥当性を判断するため
- (4) お客様ご本人であること又はご本人の代理人であることを確認するため
- (5) お客様に対し、取引結果、預り残高などの報告を行うため
- (6) お客様との取引に関する事務を行うため
- (7) お客様との契約並びに法令等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- (8) 市場調査、並びにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究及び開発のため
- (9) 他の事業者等から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- (10) その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- (11) 前各号の個人情報の利用目的に関わらず、個人番号は、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」及び「金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務」に限り利用いたします。

3 機微情報の取扱い

当社は、金融商品取引業等に関する内閣府令等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別な非公開情報は、適切な業務の運営その他必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

4 個人情報等の適正な取得

当社が取得する個人情報等の取得方法には以下のようなものがあります。

- (1) 口座開設申込書や実施するアンケート等に、お客様に直接、記入していただく方法
- (2) 会社四季報、役員四季報など市販の書籍に記載された情報や、新聞やインターネットで公表された情報から収集する方法
- (3) データベースサービス事業者等の第三者から個人情報等を取得する方法
- (4) 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きする方法
(お客様からの電話通話につきましては、お客様対応の正確さとサービス向上を目的として、通話録音を行っております。)

5 個人情報等の委託

当社は業務の一部を外部委託しております。また、当社が個人情報等を外部委託先に取り扱わせている業務には以下のようなものがあります。

- (1) お客様にお送りするための書面の印刷若しくは発送業務
- (2) 法律上や会計上等の専門的な助言等を提供する業務
- (3) 情報システムの運用・保守に関する業務
- (4) 業務に関する帳簿書類等を保管する業務

6 安全管理措置

当社は、お客様の個人情報等を正確かつ最新の内容となるよう努めます。また、お客様の個人情報等の漏えい等を防止するため、下記のとおり必要かつ適切な安全管理措置を実施するとともに、役職員及び委託先の適切な監督を行って参ります。

(基本方針の策定)

当社は、個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「質問及び苦情処理の窓口」等についての基本方針を策定しています。

(個人データの取扱いに係る規律の整備)

当社は、取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について個人データの取扱規程を策定しています。

(組織的安全管理措置)

個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う従業員及び当該従業員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法や取扱規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。
個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署や外部の者による監査を実施しています。

(人的安全管理措置)

個人データの取扱いに関する留意事項について、従業員に定期的な研修を実施しています。
個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。

(物理的安全管理措置)

個人データを取り扱う区域において、従業員の入室管理及び持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。
個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。

(技術的安全管理措置)

アクセス制御を実施して、担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。
個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

(外的環境の把握)

個人データを保管している外国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施しています。

7 継続的改善

当社は、お客様の個人情報等の適正な取扱いを図るため、このプライバシー・ポリシーは適宜見直しを行い、継続的な改善に努めて参ります。

8 開示等のご請求手続き

当社は、お客様に係る保有個人データに関して、お客様から開示、訂正、利用停止、第三者提供記録の開示等のお申出があった場合には、ご本人様であることを確認させていただき、適切かつ迅速な回答に努めて参ります。
なお、個人番号の保有の有無について開示のお申出があった場合には、個人番号の保有の有無について回答いたします。

9 お客様の個人データを外国にある第三者に提供することに係る情報提供ご請求手続き

当社がお客様の個人データを外国にある第三者に提供することとなり、事後的に提供先の第三者を特定できた場合には、お客様は当該外国の名称、当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報について、当社に情報提供をご請求いただけます。

また、当社がお客様の個人データを、個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（以下「相当措置」といいます。）を継続的に講ずるために必要なものとして基準に適合する体制を整備している者に提供する場合は、お客様の同意は不要とされていますが、お客様は以下に掲げる情報について、当社に情報提供をご請求いただけます。

- ① 当該第三者における体制整備の方法
- ② 当該第三者が実施する相当措置の概要
- ③ 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその内容について、当社が確認する方法及び頻度
- ④ 当該外国の名称
- ⑤ 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要
- ⑥ 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要
- ⑦ ⑥の支障が生じたときに当社が講ずる措置の概要

10 ご質問・ご意見・苦情等

当社は、お客様からいただいた個人情報等に係るご質問・ご意見・苦情等に対し迅速かつ誠実な対応に努めて参ります。ご質問・ご意見・苦情等、及びダイレクトメールや電話によるご案内等についてお客様がご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。

丸三証券株式会社 お客様相談室
東京都千代田区麹町 3-3-6 麹町フロントビル
TEL 0120 - 03 - 1319
受付時間 平日 9:00 ~ 17:00 (祝日を除く)

11 認定個人情報保護団体

当社は、個人情報保護委員会の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の個人情報相談室では、協会員の個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。

【苦情・相談窓口】 日本証券業協会 個人情報相談室
TEL 03 - 6665 - 6784
(<https://www.jsda.or.jp/>)

最良執行方針

平成 30 年 5 月 1 日改正
丸三証券株式会社

この最良執行方針は、金融商品取引法第 40 条の 2 第 1 項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の金融商品取引所に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

1 対象となる有価証券

国内の金融商品取引所に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF、REIT 等の金融商品取引法施行令第 16 条の 6 に規定される「上場株券等」を対象とします。

なお、当社においてはフェニックス銘柄である株券及び新株予約権付社債券で、金融商品取引法第 67 条の 18 第 4 号に規定される「取扱有価証券」はお取り扱いしておりません。

2 最良の取引の条件で執行するための方法

当社においては、お客様からいただいた注文に対し当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取り次ぎます。

①当社においては、お客様からいただいた上場株券等に係る注文は、すべて国内の金融商品取引所に取り次ぐこととし、私設取引システム（PTS）への取り次ぎは行いません。

なお、金融商品取引所の売買立会時間外に受注した委託注文については、金融商品取引所における売買立会が再開された後に金融商品取引所に取り次ぎます。

委託注文の金融商品取引所への取次ぎは、次のとおり行います。

(a) 上場している金融商品取引所が 1 箇所である場合（単独上場）には、当該金融商品取引所へ取り次ぎます。

(b) 複数の金融商品取引所に上場（重複上場）されている場合には、当該銘柄の一定期間における売買高等に基づき、最も流動性が高い市場として当社が選定した金融商品取引所に取り次ぎます。

なお、選定基準は、当社ホームページ（<https://www.marusan-sec.co.jp>）に掲載するほか、当社の本支店にお問い合わせいただいたお客様には選定基準及び金融商品取引所をお伝えいたします。

②ただし、次の場合は上記① (b) の金融商品取引所に取次ぎがない場合があります。

(a) 期限を指定された注文をお受けしている期間中に、上記① (b) の金融商品取引所が変更された場合には原則として当初受注時の金融商品取引所で執行を継続いたします。ただし、お客様からのご指示があれば、変更後の金融商品取引所に取り次ぐこととします。

(b) 制度信用取引につきましては、その制度上、新規建てと反対売買を同一金融商品取引所で行うことを前提としている仕組みであるため、反対売買を行う時点で上記① (b) の金融商品取引所が変更されていた場合にも、原則として新規建てと同一金融商品取引所で執行します。

③上記 ① (a) 又は (b) により選定した金融商品取引所が、当社が取引参加者又は会員となっていないところである場合には、当該金融商品取引所の取引参加者又は会員のうち、当該金融商品取引所への注文の取り次ぎについて契約を締結している者を経由して、当該金融商品取引所に取り次ぎます。

3 当該方法を選択する理由

金融商品取引所は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

また、複数の金融商品取引所に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

4 その他

①次に掲げる取引については、2 に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。

(a) お客様から執行方法に関するご指示（当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、執行する金融商品取引所のご希望、お取引の時間帯のご希望等）があった取引

○ 当該ご指示いただいた執行方法

(b) 投資一任契約等に基づく執行

○ 当該契約等においてお客様から委任された範囲内において当社が選定する方法

(c) 端株及び単元未満株の取引

○ 端株及び単元未満株を取り扱っている金融商品取引業者に取り次ぐ方法

※ 銘柄によりお取り扱いできない場合があります。

②システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、そのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

重要事項の説明書

この説明書は、当社で取り扱っております上場株式・出資証券、債券、上場新株予約権付社債（転換社債）、上場新株予約権証券、投資信託及び上場投資信託（ETF）の各種リスク等を重要事項として、お客様に説明し、ご理解いただくことを目的に当社で独自に作成したものです。

この説明書に記載の各商品につきましては、そのご購入の際に担当者より、適宜ご説明させていただきますが、お取引は、お客様の判断と責任において行っていただきますようお願いいたします。

（１）上場株式・出資証券

上場株式・出資証券は、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動に伴いその価格が変動することにより投資元本の欠損を生じるおそれがあります。また、上場株式・出資証券の発行者の業務や財産の状況に変化が生じた場合、その市場価格が変動することによって投資元本の欠損を生じるおそれがあります。

（２）債券

債券は、金利水準、為替相場等の変動に伴いその価格が変動することにより投資元本の欠損を生じるおそれがあります。

また、債券の発行者や元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって投資元本の欠損を生じるおそれがあります。

外貨建債券の場合、売却時あるいは償還時の為替相場の状況によっては投資元本の欠損を生じるおそれがあります。

（３）上場新株予約権付社債（転換社債）

上場新株予約権付社債（転換社債）は、転換される株式が株式相場、金利水準、為替相場等の変動に伴い変動することによって、転換社債の価格が変動することにより投資元本の欠損を生じるおそれがあります。

また、転換社債の発行者や、元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、転換社債の市場価格が変動することによって投資元本の欠損を生じるおそれがあります。なお、株式への転換請求期間には制限がありますのでご注意ください。

（４）上場新株予約権証券

上場新株予約権証券は、権利行使の対象となる株式が株式相場、金利水準、為替相場等の変動に伴い変動することによって、上場新株予約権証券の価格が変動することにより投資元本の欠損を生じるおそれがあります。また、上場新株予約権証券の発行者の業務や財産の状況に変化が生じた場合、その市場価格が変動することによって投資元本の欠損を生じるおそれがあります。

なお、上場新株予約権証券の上場期間又は権利行使期間は短期間であること、期限付きの有価証券であり権利行使期間が終了した場合にその価値を失うこと、権利行使を行って株式を取得するためには所定の金額の払込みが新たに必要となることにご留意ください。

（５）投資信託

①投資信託

投資信託は、ファンドにより異なるリスクが存在し、投資元本の欠損を生じるおそれがあります。また、投資信託にはファンドごとに換金、契約解除の制限が設けられていることがあります。これらのリスク等の詳細は、各ファンドの目論見書に記載されていますので、お取引に当たって事前にお渡ししますご購入なさる投資信託の目論見書をご確認ください。

<投資信託のリスク等に関する例>

a 国内株式を主な投資対象とする投資信託

投資信託に組み入れられた株式の価格の変動に伴って投資信託の基準価額が変動することにより投資元本の欠損を生じるおそれがあります。

b 円建ての公社債を主な投資対象とし、外貨建ての資産又は株式・出資証券等に投資しない投資信託

金利水準等の変動に伴って、投資信託に組み入れられた円建て公社債の価格が変動することによって、投資信託の基準価額が変動することを原因として投資元本の欠損を生じるおそれがあります。

c 主な投資対象が株式・一般債にわたり、かつ円建て、外貨建て双方にわたる投資信託

投資信託に組み入れられた株式、一般債の価格が株式相場、金利水準、為替相場等の変動に伴って変動することにより、投資信託の基準価額が変動することを原因として投資元本の欠損を生じるおそれがあります。

②上場投資信託（ETF）

ETFは、株価指数（日経平均株価、TOPIX等）や金価格などの商品価格及び商品指数等の特定の指数に連動する投資成果を上げることを目指して運用を行う金融商品取引所に上場されている投資信託（ファンド）ですが、指数構成銘柄の全てを指数の算出基準通りに組み入れない場合があること等の理由から、基準価額と指数の動きが完全に一致するものではありません。

また、ETFは、株式等の金融商品に投資するファンドであることから、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動に伴い組み入れた株式等の価格が変動すること、組み入れた株式等の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い組み入れた株式等の価格が変動することにより基準価額が変動することによって投資元本の欠損を生じるおそれがあります。

ETFの価格は、市場の需給等を反映することから、その取引価格が変動し、基準価額と差が生ずることを原因として、投資元本の欠損を生じるおそれがあります。

当社の勧誘方針

1 お客様への勧誘の基本的なあり方について

- ・当社は、お客様の知識、投資経験、投資目的及び資産等の状況に応じた、適切な金融商品の勧誘に努めます。
- ・当社は、勧誘に当たって、お客様ご自身の判断でお取引いただくため、商品の内容やリスク等を十分にご理解頂けるよう説明に努めます。

2 お客様への勧誘の方法や時間について

- ・当社は、お客様の信頼を第一に考え、法令・諸規則に則った勧誘に努めます。
- ・当社は、お客様の迷惑にならない時間帯や場所で勧誘を行うよう努めます。勧誘に際しご迷惑な場合は、その旨を担当者までお申し付けください。

3 その他勧誘の適正の確保に関して

- ・当社は、適切な勧誘が行われるよう、役職員に対し十分な研修を行うとともに、内部管理体制の強化に努めます。
- ・当社の役職員は、お客様の信頼に応えられるよう、常に知識技能の修得、研鑽に努めます。
- ・お客様のお取引につきまして、お気付きの点がございましたら、お取引部店の部店長又は本社お客様相談室（電話：0120－03－1319）までご連絡ください。

総合取引約款

【第1章】 総合取引

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、取引口座の設定、累積投資取引、証券総合口座サービス自動運用買付・換金取引及び国内外貨建債券取引又はそれらを組合わせた取引等（以下「総合取引」といいます。）について、お客様と丸三証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

(総合取引の利用)

第2条 お客様は、この約款及び当社が別に定める約款に基づいて次の各号に掲げる取引をいつでもご利用いただけます。

- ①保護預り約款に定める有価証券の保護預り取引
- ②振替有価証券管理約款に定める株式等振替決済取引、国債振替決済取引、一般債振替決済取引及び投資信託受益権振替決済取引
- ③第2章に定める有価証券の累積投資取引
- ④第3章に定める証券総合口座サービス自動運用買付・換金取引
- ⑤第4章に定める国内外貨建債券取引
- ⑥有価証券（外国証券を含む）、その他当社において取り扱う証券、証書、権利又は商品の果実（以下本章において「利金・分配金等」といいます。）、償還金、売却代金又は解約代金のうち当社において支払われるものを第2章に定める累積投資口へ入金する取引

2 お客様は、前項第⑥号のうち利金・分配金等を累積投資口に入金する場合の取引については、次の各号に掲げる取引方法によりご利用いただけます。

- ①利金・分配金等のうち当社において円貨で支払われるものを第2章に定める公社債投資累積投資口へ入金する方法。
- ②利金・分配金等のうち当社において外国通貨で支払われるものを第2章に定める外貨建MMF累積投資口へ入金する方法。（ただし、当社で取り扱う外貨建MMFの外国通貨に限ります。）

(申込方法等)

第3条 お客様は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名・捺印（お届出印）し、これを当社の本・支店又は営業所（以下「取扱店」といいます。）に提出することによって総合取引を申し込むものとし、当社が承諾した場合に限り総合取引を開始することができます。

2 すでに総合取引を契約済のお客様が、前条第1項第⑥号の取引の開始・変更・解除を行う場合は、お客様のお申出により当該契約を締結したものとし、申込書の提出は不要とします。

3 お客様が、総合取引の申込みをされる場合には、第5章に定める振込先指定方式の利用をお申込みいただき、あらかじめ銀行預金口座等を届け出ていただきます。

(共通番号の届出)

第4条 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社に届け出ていただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(届出印鑑)

第4条の2 お客様は総合取引開始時に印鑑を届け出ていただきます。ただし、すでにそのお届出がされている場合は、その印影が届出印鑑となりますので、改めてお届けいただく必要はありません。

【第2章】 累積投資取引

(本章の趣旨)

第5条 本章は、お客様と当社の有価証券の累積投資に関する取決めです。

お客様と当社は、本章の規定に従って当社が取り扱う有価証券の累積投資契約（以下本章において「契約」といいます。）を締結いたします。

(累積投資の申込方法)

第6条 お客様は第1章に定めるところにより、各累積投資コース（以下「累投口」といいます。）ごとに契約を申し込むものとし、

ただし、つぎの場合には当該累投口の契約の申込みが行われたものとし、申込書の提出は不要とします。

なお、外国証券にかかる累投口の申込みの場合、あらかじめ又は同時に外国証券取引口座約款に基づく口座を設定している必要があります。

①すでに他の累投口（財形貯蓄及びミリオンを除く。）において上記方法により申込みが行われ、契約が締結されている場合は、第1回目払込金の払込みをもって当該累投口（野村MRF、ダイワMRFを除く。）の契約の申込みが行われたものとし、

②すでに総合取引を契約済のお客様が、第2条第2項の取引を行う目的で累投口の契約を締結する場合。

なお、第2条第2項以外の取引で第2条第1項第⑥号の取引を行う目的で累投口の契約を締結する場合は、各累投口に係る累積投資約款に定めるところによります。

2 第3条第2項及び第6条第1項のただし書きの場合、当該累投口にかかる累積投資約款及び口座開設の案内を遅滞なく送付又は交付いたします。

(金銭の払込み)

第7条 お客様は、有価証券の買付けにあてるため、随時その代金（以下「払込金」といいます。）をその累投口に払い込むことができます。

ただし、野村MRF、ダイワMRF、ミリオン、及び第2条第1項第⑥号の取引を除き、第1回目の払込金は、これを各累投口申込みのときに払い込むものとし、

なお、一部の累投口には、第11条に係る返還金による他のコースへの払込み（以下「乗換え」といいます。）ができ、その内、乗換えに限る累投口もあります。

2 第1項の払込みは、各累投口に係る累積投資約款に記載された額とします。

(買付方法、時期及び価額)

第8条 当社は、各累投口に係る累積投資約款に従い、遅滞なく当該有価証券の買付けを行います。

2 第1項の買付価格は、当該累積投資約款に定める価額とし、当該累積投資約款に定めのある場合は、所定の手数料を徴収するものとします。

3 買い付けられた有価証券の所有権及びその果実又は元本に対する請求権は、当該買付けのあった日からお客様に帰属するものとします。

(有価証券の保管)

第9条 この契約によって買い付けられた有価証券は、これを他の寄託契約により保管する同一種類の有価証券と混合して保管いたします。

2 お客様は、その指定する有価証券と同一種類の有価証券に限り、この契約以外によって取得したものを、この契約に基づく有価証券として当社に寄託することができます。

3 当社は、この契約による有価証券については、その保管に際しこれを大券に取りまとめて行うことがあります。

4 この契約による有価証券のうち、国債の振替決済に係る国債証券は日本銀行で保管することがあり、日本銀行においては、日本銀行名義で一括登録することがあります。

5 第1項から第4項までの規定により混合して保管する有価証券については、別に定める保護預り約款の規定を準用いたします。

6 投資信託受益権振替決済取引に係る投資信託受益権については、振替口座簿への記載又は記録により管理します。

7 当社は、当該保管に係る有価証券の保管料を申し受けることがあります。

(果実等の再投資)

第10条 累積投資に係る有価証券の利金又は収益分配金及び償還金は、お客様に代わって当社が受領のうえ、これを当該累投口に繰り入れてお預かりし、累投口にかかる累積投資約款の定めに従い買付けを行います。

(有価証券又は金銭の返還)

第11条 当社は、この契約に基づく有価証券又は金銭については、お客様からその返還を請求されたときに、当該累積投資約款の定めに従い返還いたします。この場合、国債証券及び株券についてはその持分に応じて返還いたします。

2 第1項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は、当該請求に係る有価証券又は金銭を、届出印の押印された当社所定の証書と引換えに、取扱店においてお客様に返還いたします。

ただし、当該累積投資約款の定めにより有価証券での返還ができない場合は、当該累積投資約款に記載された価額により各有価証券を換金し、所定の手数料、信託財産留保額、所得税、住民税等を差し引いた金銭を引き渡すことにより、返還にかえるものとします。

3 クローズド期間のある累投口についての当該クローズ期間中の第1項及び第2項は次の各号のいずれかの事由に該当する場合に限ります。

- ①お客様が死亡されたとき。
- ②お客様が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失されたとき。
- ③お客様が破産宣告を受けたとき。
- ④お客様が疾病により生計の維持ができなくなったとき。
- ⑤その他前各号に準ずる事由があるものとして、当社が認めるとき。

4 第7条第1項に掲げる乗換えに指示があった場合の当該返還金については、お客様にお支払いすることなくご指定の累投口への払込金に充当いたします。

5 当社は、お客様から買付けの中止をお受けした場合は、当該お申出のときにおける累投口の残金を第2項に準じて返還いたします。

(定期引出)

第12条 お客様は、別に定めるところにより、累積投資に基づく有価証券及び金銭の定期的返還を受ける契約（以下「定期引出契約」といいます。）を当社と締結することができます。

(解約)

第13条 この契約は、次の各号又は第46条のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- ①お客様から解約のお申出があったとき。
- ②当社が累積投資業務を営むことができなくなったとき。
- ③証券投資信託受益証券又は受益権が償還されたとき。

2 この契約が解約されたときは、当社は、遅滞なく累投口の残金を取扱店においてお客様に返還いたします。

3 この解約の手続きは第11条第2項に準じて行います。

(解約時の取扱い)

第14条 第47条の規定は本章においてこれを準用いたします。

(届出事項の変更)

第15条 第50条の規定は本章においてこれを準用いたします。

(その他)

第16条 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

2 第49条の規定は、本章においてこれを準用いたします。

3 1回の払込金額、買付時期、買付価格、再投資の方法、返還価格などでこの約款の規定にない事項は、各累投口の累積投資約款の規定に従うものとします。

【第3章】 証券総合口座サービス自動運用買付・換金取引

(本章の趣旨)

第17条 本章は、お客様が当社に設定申込された累積投資取引口座（以下「取引口座」といいます。）で行われる累積投資受益権（以下「受益権」といいます。）の買付・換金に関する取扱いに関する取決めです。

(買付・換金に関する取扱いの申込み)

第18条 お客様がこの取扱いを希望する場合は、第1章に定める方法によりお申し込みいただき、所定の申込書に下記事項を記載の上、署名捺印して当社が定める取扱店に提出し、当社が承認した場合に限りこの取扱いを開始できるものとします。

- ①氏名
- ②買付・換金対象受益権（当社が定めるものに限りです。）
- ③その他必要事項

(買付)

第19条 有価証券、その他当社において取り扱う証券・証書・権利又は商品の果実、償還金、売却代金又は解約代金等のうち、当社において支払われるものについて、その支払いがあった時には本章に基づきお客様が指定した受益権の買付けのお申込みがあったものとし、特にお客様からのお申出がない限りは、お申込みに基づき買付けを行います。

2 お客様が、有価証券等の買付代金等のお支払いの為に入金を行った場合、入金日から当該買付代金の受渡日が2営業日以上ある時は、当該入金をもって本章に基づきお客様が指定した受益権の買付けのお申込みがあったものとし、特にお客様からのお申出がない限りは、当該入金額に基づき買付けを行います。

(換金)

第20条 当社は、お客様の有価証券等の買付けがあった場合、お客様からの金銭の引出可能額以上の金銭の引出請求があった場合、若しくは、その他の理由により、翌営業日に不足金が生じることが見込まれる場合には、その不足分若しくは差額分の受益権の換金のお申込みがあったものとし、換金を行います。

2 当社は、お客様の有価証券等の買付けがあった場合、お客様からの金銭の引出可能額以上の金銭の引出請求があった場合、若しくは、その他の理由により、お客様の口座において現に不足金が生じた場合は、当該不足金の額をお客様がダイワ MRF・野村 MRF 累積投資約款 8. に定める金銭の貸出し（MRF に質権の設定を受けて行うもの）によって借入れることができる金額を上回らない場合に限り、ダイワ MRF・野村 MRF 累積投資約款 8. に定める金銭の貸出しならびに MRF の換金及び代金の充当を行います。

3 お客様の取引状況等によっては、前各項の定めと異なる取扱いをすることがあります。

(取引の報告)

第21条 当社は、第19条及び第20条に基づき買付・換金を行った受益権の受渡に基づく計算のご報告については、3ヶ月以内に1回お客様に交付する取引残高報告書により報告します。

(解約)

第22条 第46条の規定は本章においてこれを準用いたします。

(解約時の取扱い)

第23条 第47条の規定は本章においてこれを準用いたします。

(免責事項)

第24条 第49条の規定は本章においてこれを準用いたします。

(届出事項の変更)

第25条 第50条の規定は本章においてこれを準用いたします。

【第4章】 国内外貨建債券取引

(本章の趣旨)

第26条 本章は、お客様と当社との間で行う、国内外貨建債券（日本国内で発行された外貨建の債券（募集及び売出しの場合の申込代金を円貨で支払うこととされているもの又は利金若しくは償還金が円貨で支払われることとされるものを含む。）をいう。以下同じ）の取引に関する取決めです。

2 お客様が当社に寄託する国内外貨建債券の保護預りに関する権利義務関係は、本章に定めがある場合を除き、別に定める保護預り約款に定めるところによるものとします。

(受渡期日)

第27条 受渡期日はお客様が当社と別途取り決めている場合を除き、約定日から起算して3営業日目とします。

(国内外貨建債券に関する権利の処理)

第28条 当社に保管された国内外貨建債券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

- ①当社に保管された国内外貨建債券の利子及び償還金（記名式債券に係る利子及び償還金を除きます。以下同じ。）は、当社が代わって受領し、お客様あてに支払います。ただし、保護預り約款又は振替決済口座管理約款に基づいて当社に保管している有価証券の利子等の受取方法についての特約にはこの国内外貨建債券の利子又は償還金のうち外貨で支払われることとされているものは含めないものとします。また、支払手続きにおいて、当社が当該国内外貨建債券の発行者の国内の諸法令又は慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様の負担とし、当該利子又は償還金から控除するなどの方法によりお客様から徴収します。
- ②国内外貨建債券に関し新株予約権（新株予約権証券を除きます。）が付与される場合は、原則として売却処分の上、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。

- ③転換社債型新株予約権付社債の転換行使によりお客様が指示しない場合には、外国証券取引口座約款に定めるところに従うものとします。
- ④国内外貨建債券に関し、第②号及び第③号以外の権利が付与される場合は、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分のおえ、その売却代金を第①号の規定に準じて処理します。
- ⑤債権者集会における議決権の行使又は異議申立てについては、お客様の指示に従います。ただし、お客様が指示しない場合には、当社は議決権の行使又は異議の申立てを行いません。

(諸料金等)

第29条 お客様の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

(外貨の受払い等)

第30条 国内外貨建債券の取引に係る外貨の授受は、原則としてお客様が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

2 当社に預託している外貨を円貨又は他の外貨に交換することをお客様が希望した場合の換算は、交換する日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、当社が決定するレートによります。

(金銭の授受)

第31条 国内外貨建債券の取引に関して行う当社とお客様との間における金銭の授受は、円貨又は当社が応じ得る範囲内でお客様が指定する外貨によります。この場合において、外貨と円貨の換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、当社が定めるレートによります。また、お客様が外貨で授受又は支払いを希望する場合には、あらかじめ当社に申し出るものとします。

2 前項の換算日は、売買代金については約定日、第28条第①号から第④号までに定める処理に係る決済については当社がその全額の受領を確認した日とします。

(諸報告書等)

第32条 当社は国内外貨建債券の取引に関し当社がお客様あてに送付等を行う諸報告書等については、外国証券取引に使用されるもので取り扱うことができるものとします。

(解約)

第33条 第46条の規定は本章においてこれを準用いたします。

(解約時の取扱い)

第34条 第47条の規定は本章においてこれを準用いたします。

(免責事項)

第35条 第49条の規定は本章においてこれを準用いたします。

(届出事項の変更)

第36条 第50条の規定は本章においてこれを準用いたします。

【第5章】 振込先指定方式

(振込先指定方式)

第37条 振込先指定方式とは、お客様の当社における口座のすべての有価証券等の取引により当社がお客様に支払うこととなった金銭（以下本章において「金銭」といいます。）を、お客様のあらかじめ指定する預貯金口座（以下「指定預貯金口座」といいます。）に振り込む方式をいいます。

(指定預貯金口座の取扱い)

第38条 指定預貯金口座の名義は、当社におけるお客様の口座名義と同一としてください。

2 すでに当社に振込先指定の預貯金口座をお届出になっている場合においても、本章に基づいて指定された口座を指定預貯金口座として取り扱わせていただきます。

3 前項にかかわらず、利金・分配金等（以下本章において「利金等」といいます。）について「振込先指定方式申込書」等で振込先の預貯金口座を指定されている場合は、特にお客様からその旨の指示がないときは、利金等に限り従前のご指定による口座を指定預貯金口座として取り扱わせていただきます。

(指定預貯金口座の変更)

第39条 指定預貯金口座を変更されるときは、当社所定の用紙によって届け出ていただきます。

2 変更申込み受付後の取扱いは、第38条に準じて行うものとします。

(金銭の受渡精算方法の指示)

第40条 金銭の受渡精算方法については、お客様からその都度、本章に基づく振込みか、その他の受渡精算方法を口頭、電話等でご指示いただきます。

なお、上記のご指示を受けたとき当社は、お客様ご自身からの指示であることを確認することがあります。

2 利金等について、あらかじめ当社所定の手続きにより振込みを希望されている場合は、前項のご指示をいただかず指定預貯金口座に振り込みます。

(受入れ書類等)

第41条 前条に基づき振込みをする場合は、その都度当社所定の証書の受入れは不要といたします。

(振込先預貯金口座の確認)

第42条 当社は、利金等を除く金銭を指定預貯金口座へ振り込んだ場合は、取引残高報告書等に振込金額等を記載して送付しますので、その内容をご確認ください。

(手数料)

第43条 振込みに係る手数料は、所定の額をお客様に負担していただくことがあります。

(買付注文に係る決済代金の取扱い)

第44条 有価証券の買付注文に係る決済代金(約定代金及び注文執行に係る手数料等)の全部又は一部の受入れがされず、決済期日において不足金が発生する場合は、お客様の計算において反対売買する措置又は当社で預りしているお客様の有価証券を換金し当該代金を不足金に充当する措置、その他当社が相当と認める措置をとらせていただきます。

(お預り金)

第45条 当社は、円貨及び外貨にかかわらず、お客様からお預りした金銭に対しては、利子、その他のいかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

【第6章】 雑 則

(解約)

第46条 この約款における各取扱いは、次の各号のいずれかに該当したときは解約されるものとします。

- ①お客様から解約のお申出があった場合
- ②お客様が手数料を支払わない場合
- ③法令諸規則、公序良俗又は社会的公益に反し、又は反するおそれがあると当社が判断した場合、その他合理的な理由により当社がお客様に解約を申し出た場合
- ④お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、当社が解約を通知した場合
- ⑤お取引及びお預り残高がなくなった後、当社が定める期間を経過した場合(融資等の契約に基づき担保が設定されている場合を除きます。)
- ⑥お客様が口座開設時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
- ⑦お客様が暴力団員、暴力団関係者、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき
- ⑧お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
- ⑨やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

(解約時の取扱い)

第47条 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている国債、一般債、投資信託受益権、上場投資信託受益権、株式、受益証券発行信託の受益権等及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

(公示催告等の調査等の免除)

第48条 当社はお預りしている有価証券に係る公示催告の申立て、除権決定の確定等について調査及びご通知はいたしません。

(免責事項)

第49条 当社は、次の各号に掲げる損害については、その責を負いません。

- ①当社所定の証書等に押印された印影とお届出印の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないと認めてお預かりした有価証券又は金銭を返還したことにより生じた損害。
- ②当社が第40条により金銭を指定預貯金口座へ振り込んだ後に発生した損害。
- ③所定の手続きにより返還のお申出がなかったため、又は印影がお届印と相違するためにお預りした有価証券又は金銭を返還しなかったことにより生じた損害。
- ④お預り当初から、保護預り証券について瑕疵又はその原因となる事実があったことにより生じた損害。
- ⑤天災地変その他不可抗力により、この約款に基づく有価証券の買付け、又は保護預り証券もしくは金銭の返還が遅延したことにより生じた損害。
- ⑥電信又は郵便の誤謬(ごびゅう)、遅延等当社の責に帰すことができない事由により生じた損害。

(届出事項の変更)

第50条 印章を失ったとき、又は印鑑、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号、「内部者に関する届出」その他の届出事項に変更があったときは、当社所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出ていただきます。

2 前項の場合、住民票、戸籍抄本、印鑑証明書その他必要と認める書類等をご提出願うことがあります。この場合、印鑑証明書のご提出ができないときは、当社の認める保証人の印鑑証明書をご提出ください。

3 前各項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

(本約款の変更)

第51条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

保護預り約款

(この約款の趣旨)

第1条 この約款は、当社とお客様との間の証券の保護預りに関する権利義務関係を明確にするために定めるものです。

(保護預り証券)

第2条 当社は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条第1項各号に掲げる証券のうち市場性のあるものに限り、この約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。

2 当社は、前項によるほか、お預りした証券が振替決済にかかるものであるときは、金融商品取引所及び決済会社が定めるところによりお預りします。

3 この約款に従ってお預りした証券を以下「保護預り証券」といいます。

(保護預り証券の保管方法及び保管場所)

第3条 当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- ①保護預り証券については、当社において安全確実に保管します。
- ②金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混合して保管します。
- ③保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混合して保管することがあります。
- ④前号による保管は、大券をもって行うことがあります。

(混合保管等に関する同意事項)

第4条 前条の規定により混合して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

- ①お預りした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数又は額に応じて共有権又は準共有権を取得すること。
- ②新たに証券をお預りするとき又はお預りしている証券を返還するときは、その証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと。
- ③お客様より預託を受け当社で保管する株券について、発行会社が債務超過の場合において株式の全部を零にする資本金の減少を行った場合、当該発行者が破産手続開始の決定を受けた場合、当該発行者が清算結了の登記を行った場合、その他当該株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として租税特別措置法第37条の11の2に掲げる事実が発生した場合は、当社はあらかじめ当社が定める日までにお客様からの返還のご請求がない限り、当該預託株券を破棄すること。

(混合保管中の債券の抽選償還が行われた場合の取扱い)

第5条 混合して保管している債券が抽選償還に当選した場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。

(共通番号の届出)

第6条 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届けいただけます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(当社への届出事項)

第6条の2 「総合取引申込書」に押印された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号等とします。

2 お客様が、法律により株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券（以下「株券等」といいます。）に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届けいただけます。この場合、「パスポート」、「在留カード」等の書類をご提出願うことがあります。

(保護預り証券の口座処理)

第7条 保護預り証券は、すべて同一口座でお預りします。

2 金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる証券については、他の口座から振替を受け、又は他の口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取り扱います。ただし、機構が必要であると認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている証券の振替が行われないことがあります。

(担保にかかる処理)

第8条 お客様が保護預り証券について担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、当社所定の方法により行います。

(お客様への連絡事項)

第9条 当社は、保護預り証券について、次の事項をお客様にお知らせします。

- ①名義書換又は提供を要する場合には、その期日
- ②混合保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還額
- ③最終償還期限
- ④残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告

2 残高照合のための報告は、1年に1回（信用取引、デリバティブ取引の未決済建玉がある場合には2回）以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかにお客様相談室に直接ご連絡ください。

3 当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のための報告を行わないことがあります。

4 当社は、第2項に定める残高照合のための報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のための報告を行わないことがあります。

- ①個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
- ②当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

(名義書換等の手続きの代行等)

第10条 当社は、ご依頼があるときは株券等の名義書換、併合、分割又は株式無償割当て、新株予約権付社債の新株予約権の行使、単元未満株式等の発行者への買取請求の取次ぎ等の手続きを代行します。

2 前項の場合は、所定の手続料をいただきます。

(償還金等の代理受領)

第11条 保護預り証券の償還金（混合保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）又は利金（分配金を含みます。以下同じ。）の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。

(保護預り証券の返還)

第12条 保護預り証券の返還をご請求になるときは、当社所定の方法によりお手続きください。

(保護預り証券の返還に準ずる取扱い)

第13条 当社は、次の場合には前条の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取り扱います。

- ①保護預り証券を売却される場合
- ②保護預り証券を代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合
- ③当社が第11条により保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合

(届出事項の変更手続き)

第14条 お届出事項を変更なさるときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の「お申込み内容の変更届」その他の書面に必要事項を記載しお手続きください。この場合、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

2 お届出印鑑を改印される場合は、「印鑑証明書」その他当社が必要と認める書類を添えて当社所定の「お申込み内容の変更届」その他の書面に必要事項を記載し、提出してください。

3 前2項により「印鑑証明書」のご提供を要する場合にその提出ができないときは、当社の認める保証人の「印鑑証明書」をご提出ください。

4 前3項によりお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ保護預り証券の返還のご請求には応じません。

(保護預り管理料)

第15条 当社は、口座を設定したときは、その設定時及び口座設定後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

2 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、保護預り証券の返還のご請求には応じないことがあります。

(個人情報等の取扱い)

第16条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社がお客様について、外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます）上の報告対象として、次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があると判断する場合、米国税務当局（IRS）における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）が米国税務当局へ提供されることがあることに同意するものとします。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載されておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECD プライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

- (1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- (2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国人又はその他の組織
- (3) FATCA の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除く。）

(解 約)

第17条 次に掲げる場合は、契約は解約されます。

- ①お客様から解約のお申出があった場合
- ②お取引及び保護預り証券の残高がなくなった後、当社が定める期間を経過した場合
- ③お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
- ④お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合
- ⑤お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
- ⑥やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

(解約時の取扱い)

第18条 前条に基づく解約に際しては、当社の定める方法により、保護預り証券及び金銭の返還を行います。

2 保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

(公示催告等の調査等の免除)

第19条 当社は、保護預り証券にかかる公示催告の申し立て、除権決定の確定、保護預り株券に係る喪失登録等についての調査及びご通知はしません。

(緊急措置)

第19条の2 法令の定めるところにより保護預り証券の移管を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第20条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ①当社が、当社所定の証書に押印された印影とお届出の印鑑が相違ないものと認め、保護預り証券をご返還した場合
- ②当社が、当社所定の証書に押印された印影がお届出の印鑑と相違するため、保護預り証券をご返還しなかった場合
- ③第9条第1項第①号のご通知を行ったにもかかわらず、所定の期日までに名義書換等の手続きにつきご依頼がなかった場合
- ④お預り当初から保護預り証券について瑕疵又はその原因となる事実があった場合
- ⑤天災地変等の不可抗力により、返還のご請求にかかる保護預り証券のご返還が遅延した場合

(この約款の変更)

第21条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

振替有価証券管理約款

(この約款の趣旨)

第1条 この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う有価証券（以下「振替有価証券」といいます。）に係るお客様の口座を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

2 この約款に記載する「振替機関」とは、振替法の定めるところにより、国債（以下「振替国債」といいます。）については日本銀行、一般債（以下「振替一般債」といいます。）、投資信託受益権（以下「振替投信」といいます。）、株式（以下「振替株式」といいます。）、新株予約権（以下「振替新株予約権」といいます。）、新株予約権付社債（以下「振替新株予約権付社債」といいます。）、共同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資（以下「振替優先出資」といいます。）、投資口（以下「振替投資口」といいます。）、新投資口予約権（以下「振替新投資口予約権」といいます。）及び受益証券発行信託受益権（以下「振替受益権」といいます。）（以下「振替株式」から「振替受益権」及び振替投信のうち株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）が定める株式等の振替制度により取り扱う上場投資信託受益権（以下「振替上場投信」といいます。）を総称して「振替株式等」といいます。）については機構とします。

3 振替一般債、振替投信及び振替株式等の範囲については、機構が定める業務規程に定めるものとします。

(振替決済口座)

第2条 振替有価証券に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）は、振替法に基づく口座管理機関として当社が管理する振替口座簿において開設します。

2 振替決済口座には、振替法並びに振替機関が定めるところにより内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的物である振替有価証券の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」又は「質権欄」といいます。）と、それ以外の振替有価証券の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」又は「保有欄」といいます。）とを別に設けて開設します。

3 当社は、お客様が振替有価証券についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

(振替決済口座の開設)

第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「総合取引申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

2 当社は、お客様から「総合取引申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。

3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び振替機関の定める業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び振替機関が講ずる必要な措置並びに振替機関が定める振替機関の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

(共通番号の届出)

第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届けいただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(契約期間等)

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

2 この契約は、お客様又は当社からお申出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(当社への届出事項)

第5条 「総合取引申込書」に押印された印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

2 お客様が、法律により株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等（以下「外国人等」といいます。）である場合には、前項の申込書を提出していただく際、その旨をお届けいただきます。この場合、「パスポート」、「在留カード」等の書類をご提出願うことがあります。

(加入者情報の取扱いに関する同意)

第6条 当社は、原則として、振替決済口座に振替株式等に係る記載又は記録がされた場合には、お客様の加入者情報（氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意)

第6条の2 当社が前条に基づき機構に通知した加入者情報（生年月日を除きます。）の内容は、機構を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(共通番号情報の取扱いに関する同意)

第7条 当社は、お客様の共通番号情報（氏名又は名称、住所、共通番号）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出)

第8条 当社は、お客様が、発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権については、次の各号に定める通知等のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- ①総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知又は総受益者通知（以下第41条において「総株主通知等」といいます。）
- ②個別株主通知、個別投資主通知又は個別優先出資者通知
- ③株主総会資料、投資主総会資料又は優先出資者総会資料の書面交付請求（第28条第2項に規定する書面交付請求をいいます。）

(発行者に対する振替決済口座の所在の通知)

第9条 当社は、振替株式の発行者が会社法第198条第1項に規定する公告をした場合であって、当該発行者が情報提供請求を行うに際し、お客様が同法第198条第1項に規定する株主又は登録株式質権者である旨を機構に通知したときは、機構がお客様の振替決済口座の所在に関する事項を当該発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(振替制度で指定されない文字の取扱い)

第10条 お客様が当社に対して届出を行った氏名若しくは名称又は住所のうち振替制度で指定されていない文字がある場合には、当社が振替制度で指定された文字に変換することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(振替の申請)

第11条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替有価証券について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

- ①差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
- ②法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他振替機関が定めるもの
- ③振替一般債の償還期日又は繰上償還期日において振替を行うもの
- ④振替一般債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日又は利子支払期日の前営業日において振替を行うもの
- ⑤振替投信の収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- ⑥振替投信の償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- ⑦振替投信の償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- ⑧振替投信の販社外振替（振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの
 - イ 振替投信の収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ロ 振替投信の収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
 - ハ 振替投信の償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ニ 振替投信の償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ホ 償還日
 - ヘ 償還日翌営業日
- ⑨振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの
- ⑩その他振替機関の定める振替制限日を振替日とするもの

2 ①前項に基づき、お客様が振替国債の振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を当社に提示いただかなければなりません。

- イ 減額及び増額の記載又は記録がされるべき振替国債の銘柄及び金額
- ロ お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
- ハ 振替先口座
- ニ 振替先口座において、増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分

②前号イの金額は、その振替国債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。

③振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第①号ハの提示は必要ありません。また、同号二については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。

3 ①第1項に基づきお客様が振替一般債の振替の申請を行うに当たっては、その4営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の方法により申請してください。

- イ 当該振替において減額及び増額の記載又は記録がされるべき一般債の銘柄及び金額
- ロ お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
- ハ 振替先口座及びその直近上位機関の名称
- ニ 振替先口座において、増額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
- ホ 振替を行う日

②前号イの金額は、その一般債の各社債の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。

③振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第①号ハの提示は必要ありません。また、同号二については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。

④当社に一般債の買取りを請求される場合、前各項の手続きを待たずに一般債の振替の申請があったものとして取り扱います。

- 4 ①お客様が振替投信の振替の申請を行うに当たっては、その4営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の方法により申請してください。
- イ 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数
 - ロ お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - ハ 振替先口座及びその直近上位機関の名称
 - ニ 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - ホ 振替を行う日
- ②前号イの口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。
- ③振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第①号ハの提示は必要ありません。また、同号ニについては、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- ④当社に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きを待たずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。
- 5 ①お客様が振替株式の振替の申請を行うに当たっては、原則としてその4営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の方法により申請してください。
- イ 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替株式等の銘柄及び数量
 - ロ お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別
 - ハ 前号の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替株式等についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、新投資口予約権者、優先出資者又は受益者（以下本条において「株主等」といいます。）の氏名又は名称及び住所並びに第①号イの数量のうち当該株主等ごとの数量
 - ニ 特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者（以下本条において「特別株主等」といいます。）の氏名又は名称及び住所並びに第①号イの数量のうち当該特別株主等ごとの数量
 - ホ 振替先口座
 - ヘ 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別
 - ト 前号の口座において増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、振替数量のうち株主等ごとの数量並びに当該株主等の氏名又は名称及び住所並びに当該株主が機構の定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等
 - チ 振替を行う日
- ②前号イの数量のうち振替上場投資信託受益権の数量にあつては、その振替上場投資信託受益権の1口の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- ③振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第①号ホの提示は必要ありません。また、同号ヘについては、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- ④当社に振替株式等の買取りを請求される場合、前各項の手続きを待たずに振替株式等の振替の申請があったものとして取り扱います。
- ⑤第①号の振替の申請（振替先欄が保有欄であるものに限ります。）を行うお客様は、振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権を同号ホの振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権等の株主、投資主、優先出資者若しくは受益者等の氏名又は名称及び住所を示し、当該事項について当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。

（他の口座管理機関への振替）

第12条 当社は、お客様からお申出があつた場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、振替投信の場合で、当該他の口座管理機関において、お客様から振替のお申出があつた銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当社は振替のお申出を受け付けられないことがあります。また、当社で振替有価証券を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座氏名。担保の設定の場合は加えて、保有口（保有欄）か質権口（質権欄）の別等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあつた場合は、正しく手続きが行われなことがある場合があります。

2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。

（分離適格振替国債に係る元利分離申請）

第13条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離適格振替国債について、次に定める場合を除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの。

2 前項に基づき、お客様が元利分離の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。

- ①減額の記載又は記録がされるべき分離適格振替国債の銘柄及び金額
- ②お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別

3 前項第①号の金額は、その分離適格振替国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振替国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

（分離元本振替国債等の元利統合申請）

第14条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離元本振替国債及び分離利息振替国債について、次に定める場合を除き、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの。

2 前項に基づき、お客様が元利統合の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。

- ①増額の記載又は記録がされるべき分離適格振替国債の銘柄及び金額
- ②お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別

3 前項第①号の金額は、その分離適格振替国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振替国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

(みなし抹消申請)

第15条 振替決済口座に記載又は記録されている振替国債が償還（分離利息振替国債にあつては、利子の支払い）された場合には、お客様から当社に対し、当該振替国債について、振替法に基づく抹消の申請があつたものとみなして、当社がお客様に代わってお手続きさせていただきます。

(担保の設定)

第16条 お客様の振替有価証券について、担保を設定される場合は、振替機関が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。なお、お客様の振替投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとします。

(抹消申請の委任)

第17条 振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、償還、繰上償還又は定時償還が行われる場合、又は振替決済口座に記載又は記録されている振替投資信託受益権について、お客様の請求による解約、償還又は信託の併合が行われる場合には、当該振替一般債又は振替投資信託受益権について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

(元金の代理受領等)

第18条 振替決済口座に記載又は記録されている振替国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の元金及び利子の支払いがあるときは、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当社がお客様に代わって日本銀行からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。また、振替決済口座に記載又は記録されている振替一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。）及び利金を取り扱うもの（以下「機構関与銘柄」といいます。）の償還金及び利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領したうえ、当社がお客様に代わって支払代理人からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

(償還金、解約金及び収益分配金の代理受領等)

第19条 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金及び収益分配金の支払いがあるときは、当社がお客様に代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

(登録質権者となるべき旨のお申出)

第20条 お客様が質権者である場合には、お客様の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替株式、振替投資口又は振替優先出資について、当社に対し、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨のお申出をすることができます。

(担保株式等の取扱い)

第21条 お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている担保の目的で譲り受けた振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、当社に対し、特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出又は特別受益者の申出をすることができます。

2 お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権、担保新投資口予約権、担保上場投資信託受益権及び担保受益権又は株式買取請求に係る振替株式、投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に係る振替新株予約権及び新投資口予約権買取請求に係る振替新投資口予約権（以下「担保株式等」といいます。）の届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていただきます。

3 お客様は、担保株式等の届出の記録における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保株式等についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保株式等の数量についての記載又は記録がなくなったとき又は当該記録に係る株式買取請求に係る振替株式、投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に係る振替新株予約権若しくは新投資口予約権買取請求に係る振替新投資口予約権についてその買取りの効力が生じたとき若しくはその買取請求の撤回の承諾後に当該記録における振替先口座に当該振替株式、当該振替投資口、当該振替新株予約権付社債、当該振替新株予約権若しくは当該振替新投資口予約権の数についての記載若しくは記録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保株式等の届出の記録の解除の届出の取次ぎの請求をしていただきます。

(担保設定者となるべき旨のお申出)

第22条 お客様が質権設定者になろうとする場合で、質権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、質権者となる者の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替株式等（登録質の場合は振替株式、振替投資口又は振替優先出資）について、当社に対し、振替株式等の質権設定者（登録質の場合は登録株式質権設定者、登録投資口質権設定者又は登録優先出資質権設定者）となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

2 お客様が特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別受益者になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている担保の目的である振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、当社に対し、特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別受益者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

(権利確定日におけるフェイル時の株券等貸借取引に係る特約)

第22条の2 当社が、お客様による権利確定日（権利確定日が休業日である場合にはその前営業日をいいます。以下本条において同じ。）を受渡日とする上場株券等（取引所金融商品市場に上場されている株券、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券又は受益証券発行信託

の受益証券をいいます。以下本条において同じ。)の買付けに関し、当社所定の決済時限までに渡方金融商品取引業者又は渡方登録金融機関から当社に対し当該買付けした上場株券等の引渡しが行われないこと(以下「フェイル」といいます。)を確認した場合について、当該権利確定日に係るお客様の株主等(株主、優先出資者、受益権者又は投資主をいいます。以下本条において同じ。)としての権利を保全するため、お客様は当社との間で次の各号に定める事項について同意するものとします。

- ①当社が、お客様から当該権利確定日において当社に対し、当該上場株券等の借入れの申込みがあったものとする
- ②前号のお客様からの申込みに対し、当社は、お客様の株主等としての権利を保全するために可能な範囲で承諾すること(需給状況等により、当社はお客様からの当該上場株券等の借入れの申込みを承諾しない場合があります。)及び本件貸借取引(前号のお客様からの申込みに対し、本号により成立した貸借取引をいいます。次号において同じ。)に関しては個別の株券等貸借取引契約を締結することなく本特約の定めに従い処理されること
- ③本件貸借取引の貸借期間は、当該権利確定日からその翌営業日までの間とし、お客様の貸借料は無償とすること
- ④当社は、日本証券金融株式会社からフェイルとなった上場株券等と同種、同量の上場株券等を借り入れ、当該権利確定日からその翌営業日までの間、お客様に貸し出すこと
- ⑤お客様は、当社が貸し出した上場株券等を担保として当社に提供すること及び当社がお客様から担保として受け入れた上場株券等を前号記載の当社による借入れの担保として日本証券金融株式会社に差し入れること
- ⑥権利確定日の翌営業日に、当社はお客様から担保として提供を受けた上場株券等を返還し、お客様は当社から借り入れた当該上場株券等を当社に返済すること
- ⑦第4号及び第5号に掲げる上場株券等の貸出しと担保としての提供は同時に行われるものとし、お客様、当社及び日本証券金融株式会社の振替決済口座の振替により行うこと。また、前号の担保として提供を受けた上場株券等の返還と借り入れた上場株券等の返済は、担保として提供を受けた上場株券等をもって借り入れた上場株券等の返済に充当することにより行うこととし、これにより担保の目的物である上場株券等の返還債務と借入れの目的物である上場株券等の返済債務が全て履行されたものとみなし、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等の担保権は合意解除すること

2 次の各号に掲げる事由がお客様又は当社のいずれか一方に発生したことにより、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等を当社が返還することができなくなった場合又は当社がお客様に貸し出した上場株券等をお客様が返済できなくなった場合、当社がお客様から提供を受けた上場株券等に係る返還請求権と当社がお客様に貸し出した株券等貸借取引の貸出しに係る返済請求権とを相殺するものとします。

- ①破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき
- ②解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき
- ③租税公課の滞納により差押えを受けたとき
- ④支払いを停止したとき
- ⑤本特約上相手方に対して有する上場株券等の返還請求権若しくは返済請求権に対して保全差押え又は差押えの命令、通知が發送されたとき、又は当該返還請求権若しくは返済請求権の譲渡又は質権設定の通知が發送されたとき
- ⑥手形交換所又は電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
- ⑦自己の責めに帰すべき事由によりその所在が不明となったとき
- ⑧書面により、本特約上相手方に対して負う債務の存在を一部でも否認し、又は支払能力がないことを認めたとき

3 第1項及び第2項に基づく双方の一切の権利は、相手方の同意を得た場合を除き、第三者に譲渡又は質入れることはできません。

4 お客様から担保として提供を受けた上場株券等について、当社及び当社が当該上場株券等を担保提供した日本証券金融株式会社は、機構の定めるところにより、お客様を権利確定日における株主等として確定するための手続きを行います。

5 お客様が当社との間で本件特約とは別に「株券等貸借取引に関する基本契約書」を締結している場合でも、第1項から第4項、第6項及び第7項の取扱いが優先して適用されます。ただし、これらの取扱いを希望されない場合には、お客様は、いつでもその旨を当社に申し出ることができます。

6 第1項に基づき、当社がお客様に対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量及び貸出期間に加えお客様名及び当社名を記載した書面(お客様から担保として提供された上場株券等について、第1項第5号に基づき日本証券金融株式会社に対し当社が担保として提供した上場株券等の種類、銘柄及び株式数を記載した書面を含みます。以下「貸出報告書」といいます。)を交付いたします。(電磁的方法により通知する場合:第1項に基づき、当社がお客様に対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量及び貸出期間について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供いたします。)

7 前項にかかわらず、お客様と当社は、お客様から特段の申出がない限り、貸出報告書の交付を行わないことに合意するものとします。

(信託の受託者である場合の取扱い)

第23条 お客様が信託の受託者である場合には、お客様は、その振替決済口座に記載又は記録がされている振替株式等について、当社に対し、信託財産である旨の記載又は記録をすることを請求することができます。

(振替先口座等の照会)

第24条 当社は、お客様から振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客様からの振替の申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。

2 お客様が振替株式等の質入れ、担保差入れ又は株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求若しくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。

3 お客様が当社に対する振替株式等の質入れ、担保差入れ又は株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求若しくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。

(振替新株予約権付社債の元金請求の取扱い)

- 第25条 お客様は、その振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債について、当社に対し、元金金の支払いの請求を委任するものとします。
- 2 お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債の元金金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領したうえ、当社がお客様に代わって支払代理人からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。
- 3 当社は、前項の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客様からの申込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債の利金の全部又は一部を、お客様があらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。

(振替新株予約権付社債等の償還又は繰上償還が行われた場合の取扱い)

- 第26条 お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、償還又は繰上償還が行われる場合には、お客様から当社に対し、当該振替新株予約権付社債、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、抹消の申請があったものとみなします。

(振替株式等の発行者である場合の取扱い)

- 第27条 お客様が振替株式、振替投資口又は振替優先出資の発行者である場合には、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされているお客様の発行する振替株式、振替投資口又は振替優先出資（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）について、当社に対し、一部抹消の申請をすることができます。

- 第27条の2 お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求又は新投資口予約権買取請求の目的で振替を受けた振替株式、振替投資口、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、当社に対し、反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知又は反対新投資口予約権者の通知をしていただきます。

(個別株主通知等の取扱い)

- 第28条 お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申出（振替法第154条第4項の申出をいいます。）の取次ぎの請求をすることができます。
- 2 お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、発行者に対する会社法第325条の5第1項の規定に基づく株主総会資料の書面交付請求、投資信託及び投資法人に関する法律第94条第1項に基づく投資主総会資料の書面交付請求及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第40条第4項に基づく優先出資者総会資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。
- 3 前項については、当社所定の手数料をいただく場合があります。

(単元未満株式の買取請求等)

- 第29条 お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求及び発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求をすることができます。ただし、機構が定める取次ぎ停止期間は除きます。
- 2 前項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求及び発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求等については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に請求の効力が生じます。
- 3 お客様は、第1項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求を行うときは、当該買取請求に係る単元未満株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。
- 4 お客様は、第1項の単元未満株式の発行者への売渡請求の取次ぎの請求を行うときは、当該売渡請求に係る発行者への売渡代金の支払いは、当社を通じて行っていただきます。
- 5 お客様は、第1項の取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求を行うときは、当該取得請求に係る取得請求権付株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。
- 6 第1項の場合は、所定の手続料をいただきます。

(会社の組織再編等に係る手続き)

- 第30条 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、株式交付、会社分割、株式分配、株式の消却、併合、分割又は無償割当て等に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又は記録を行います。
- 2 当社は、取得条項が付された振替株式等の発行者が、当該振替株式等の全部を取得しようとする場合には、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又は記録を行います。

(振替上場投資信託受益権の併合等に係る手続き)

- 第31条 当社は、振替上場投資信託受益権の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。
- 2 当社は、信託の併合に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

(振替受益権の併合等に係る手続き)

- 第32条 当社は、振替受益権の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。
- 2 当社は、信託の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

(振替上場投資信託受益権等の抹消手続き)

- 第33条 振替決済口座に記載又は記録がされている振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、お客様から当社に対し抹消の申請が行われた場合、機構が定めるところに従い、お客様に代わってお手続きさせていただきます。
- 2 振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、機構が定める場合には抹消の申請をすることはできません。

(配当金等に関する取扱い)

第34条 お客様は、金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座（以下「預金口座等」といいます。）への振込みの方法により配当金又は分配金を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する配当金又は分配金を受領する預金口座等の指定（以下「配当金等振込指定」といいます。）の取次ぎの請求をすることができます。

2 お客様は、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座（以下「登録配当金等受領口座」といいます。）への振込みにより、お客様が保有する全ての銘柄の配当金又は分配金を受領する方法（以下「登録配当金等受領口座方式」といいます。）又はお客様が発行者から支払われる配当金又は分配金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量（当該発行者に係るものに限り、）に応じて当社に対して配当金又は分配金の支払いを行うことにより、お客様が配当金又は分配金を受領する方式（以下「株式数比例配分方式」といいます。）を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して前項の配当金等振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。

3 お客様が前項の株式数比例配分方式の利用を内容とする配当金等振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

①お客様の振替決済口座に記載又は記録がされた振替株式等の数量に係る配当金等の受領を当社又は当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること

②お客様が振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量に係る配当金又は分配金の受領を当該他の口座管理機関又は当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること

③当社は、前号により委託を受けた他の口座管理機関に対する通知については、当社の上位機関及び当該他の口座管理機関の上位機関を通じて行うこと

④お客様に代理して配当金又は分配金を受領する口座管理機関の商号又は名称、当該口座管理機関が配当金又は分配金を受領するために指定する金融機関預金口座及び当該金融機関預金口座ごとの配当金又は分配金の受領割合等については、発行者による配当金又は分配金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること

⑤発行者が、お客様の受領すべき配当金又は分配金を、機構が前号により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する配当金又は分配金の支払債務が消滅すること

⑥お客様が次に掲げる者に該当する場合には、株式数比例配分方式を利用することはできないこと

イ 機構に対して株式数比例配分方式に基づく加入者の配当金又は分配金の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者

ロ 機構加入者

ハ 他の者から株券喪失登録がされている株券に係る株式（当該株式の銘柄が振替株式であるものに限る。）の名義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券に係る株券喪失登録者である加入者又は会社法第225条第1項の規定により当該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者

4 登録配当金等受領口座方式又は株式数比例配分方式を現に利用しているお客様は、配当金等振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。

(振替受益権の信託財産への転換請求の取次ぎ等)

第35条 当社は、ご依頼があるときは、振替受益権について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って信託財産への転換請求の取次ぎの手続きを行います（信託財産の発行者が所在する国又は地域（以下「国等」といいます。）の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。）。なお、当該転換により取得した信託財産については、この約款によらず、当社が別に定める約款又は規定により管理することがあります。

2 当社は、ご依頼があるときは、振替受益権の信託財産について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って、当該振替受益権への転換請求の取次ぎの手続きを行います（信託財産の発行者が所在する国等の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。）。

(振替受益権の信託財産の配当等の処理)

第36条 振替受益権の信託財産に係る配当金又は収益分配金等の処理、新株予約権等（新株予約権の性質を有する権利又は株式その他の有価証券の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。）その他の権利の処理は、信託契約に定めるところにより、処理することとします。

(振替受益権の信託財産に係る議決権の行使)

第37条 振替受益権の信託財産に係る株主総会（受益者集会を含む。以下同じ。）における議決権は、お客様の指示により、当該振替受益権の受託者が行使します。ただし、別途信託契約に定めがある場合はその定めによります。

(振替受益権に係る議決権の行使等)

第38条 振替受益権に係る受益者集会における議決権の行使又は異議申立てについては、信託契約に定めるところによりお客様が行うものとします。

(振替受益権の信託財産に係る株主総会の書類等の送付等)

第39条 振替受益権の信託財産に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の権利又は利益に関する諸通知及び振替受益権に係る信託決算の報告書の送付等は、当該振替受益権の受託者が信託契約に定める方法により行います。

(振替受益権の証明書の請求等)

第40条 お客様は当社に対し、振替法第127条の27第3項の書面の交付を請求することができます。

2 お客様は、振替法第127条の27第3項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替受益権について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。

(総株主通知等に係る処理)

第41条 当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあつ

ては受益者確定日。以下この条において同じ。)における株主(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。)の氏名又は名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を報告します。

- 2 機構は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主通知等の対象となる銘柄である振替株式等の発行者(振替上場投資信託受益権にあっては発行者及び受託者。次項において同じ。)に対し、通知株主等の氏名又は名称、住所、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を通知します。この場合において、機構は、通知株主等として報告したお客様について、当社又は他の口座管理機関から通知株主等として報告している他のお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。
- 3 機構は、発行者に対して通知した前項の通知株主等に係る事項について、株主確定日以降において変更が生じた場合は、当該発行者に対してその内容を通知します。
- 4 当社は、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、機構が定めるところにより、お客様の氏名又は名称及びその他機構が定める情報が、総受益者通知において、振替上場投資信託受益権の発行者及び受託者又は振替受益権の発行者に対して提供されることにつき、お客様にご同意いただいたものとして取り扱います。

(お客様への連絡事項)

第42条 当社は、振替国債、振替一般債、振替投信及び振替株式等について、次の事項をお客様にご通知します。

①償還期限(償還期限がある場合に限りです。)

②残高照合のための報告。ただし、取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告

- 2 前項の残高照合のための報告は、振替国債、振替一般債、振替投信又は振替株式等の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかにお客様相談室に直接ご連絡ください。
- 3 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。))の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のための報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のための報告を行わないことがあります。
- 5 当社は、第2項に定める残高照合のための報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のための報告を行わないことがあります。

①個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面

②当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

(振替新株予約権等の行使請求等)

第43条 お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行使請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日、及びその4営業日前の日から前営業日又は元利払期日の4営業日前には当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。

- 2 お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日の2営業日前から株主確定日までの間は当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
- 3 お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新投資口予約権について、発行者に対する新投資口予約権行使請求及び当該新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新投資口予約権行使により交付されるべき振替投資口の銘柄に係る投資主確定日及び当社が必要と認めるときは当該新投資口予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
- 4 前3項の発行者に対する新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとし、この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に行使請求の効力が生じます。
- 5 お客様は、第1項、第2項又は第3項に基づき、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、当該新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求をする振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の一部抹消の申請手続きを委任していただくものとし、
- 6 お客様は、前項に基づき、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、発行者の指定する払込取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使又は新投資口予約権行使に係る払込金の振込みを委託していただくものとし、
- 7 お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、新株予約権行使期間又は新投資口予約権行使期間が満了したときは、当社はただちに当該振替新株予約権又は振替新投資口予約権の抹消を行います。
- 8 お客様は、当社に対し、第1項の請求と同時に当該請求により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎを請求することができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。
- 9 前8項の場合は、所定の手続料をいただきます。

(振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い)

第44条 振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取扱い廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証

券又は新投資口予約権証券を発行するときは、お客様は、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券は、当社がお客様に代わって受領し、これをお客様に交付します。

2 当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取扱い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客様の氏名又は名称及び住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(振替新株予約権付社債に係る振替口座簿記載事項の証明書の交付請求)

第45条 お客様(振替新株予約権付社債権者である場合に限り)は、当社に対し、振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている当該振替新株予約権付社債についての振替法第194条第3項各号に掲げる事項を証明した書面の交付を請求することができます。

2 お客様は、前項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。また、お客様は、反対新株予約権付社債権者が振替法第222条第5項に規定する書面の交付を受けたときは、当該反対新株予約権付社債権者が当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請をすることはできません。

3 第1項の場合は、所定の手続料をいただきます。

(振替口座簿記載事項の証明書の交付又は情報提供の請求)

第46条 お客様は、当社に対し、当社が備える振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書面(振替法第277条に規定する書面をいいます)の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することを請求することができます。

2 当社は、当社が備える振替口座簿のお客様の口座について、発行者等の利害関係を有する者として法令に定められている者から、正当な理由を示して、お客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することの請求を受けたときは、直接又は機構を経由して、当該利害関係を有する者に対して、当該事項を証明した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法による提供をします。

3 第1項の場合は、所定の料金をいただきます。

(届出事項の変更手続き)

第47条 印章を失ったとき、又は印鑑、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

2 前項より届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ振替有価証券の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

(機構からの通知に伴う振替口座簿の記載又は記録内容の変更に関する同意)

第48条 機構から当社に対し、お客様の氏名若しくは名称の変更があった旨、住所の変更があった旨又はお客様が法律により振替株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人等である旨若しくは外国人等でなくなった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記載又は記録内容を当該通知内容のものに変更することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(口座管理料)

第49条 当社は、振替決済口座を開設したときは、その開設時及び振替決済口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

2 当社は、前項の場合、売却代金、解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、振替国債の元金又は利子、振替一般債の償還金又は利金、振替投信の償還金、解約金、収益分配金の支払いのご請求には応じないことがあり、また振替株式等の売却代金等の支払いのご請求には応じないことがあります。

(当社の連帯保証義務)

第50条 振替機関が、振替法等に基づき、お客様(振替法第11条第2項に定める加入者に限り)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

①振替国債(分離適格振替国債、分離元本振替国債又は分離利息振替国債を除きます)、振替一般債、振替投信又は振替株式等の振替手続きを行った際、振替機関において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替国債、振替一般債、振替投信又は振替株式等の超過分(振替国債、振替一般債、振替投信又は振替株式等を取得した者のないことが証明された分を除きます)の元金及び利子、償還金及び利金、償還金、解約金、収益の分配金、振替受益権の受益債権に係る債務の支払をする義務

②分離適格振替国債、分離元本振替国債又は分離利息振替国債の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振替国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債の超過分の元金の償還をする義務又は当該超過分の分離利息振替国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振替国債の超過分(振替国債を取得した者のないことが証明された分を除きます)の利子の支払をする義務

③その他、振替機関において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(機構において取り扱う振替有価証券の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

第51条 当社は、機構において取り扱う振替一般債、振替投信又は振替株式等のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

2 当社は、当社における振替一般債、振替投信又は振替株式等の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

(解約等)

第52条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替有価証券を他の口座管理機関へ振り替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。

- ①お客様から解約のお申出があった場合
 - ②お客様が手数料を支払わないとき
 - ③お客様がこの約款に違反したとき
 - ④口座残高がなくなってから一定期間が経過した場合
 - ⑤お客様が口座開設時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
 - ⑥お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき
 - ⑦お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
 - ⑧やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき
- 2 前項による一般債の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として一定の額をお客様に請求する場合があります。
- 3 次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、速やかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。
- ①お客様の振替決済口座に振替株式等についての記載又は記録がされている場合
 - ②お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者、新投資口予約権者若しくは受益者として記載若しくは記録されているとき、お客様が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出若しくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者であるとき又はお客様が他の加入者による反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知若しくは反対新投資口予約権者の通知における反対株主、反対投資主、反対新株予約権付社債権者、反対新株予約権者若しくは反対新投資口予約権者であるとき
 - ③お客様の振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数、調整新株予約権付社債数、調整新株予約権数、調整投資口数、調整新投資口予約権数、調整優先出資数、調整上場投資信託受益権口数又は調整受益権数に係る振替株式等についてお客様の振替決済口座に増加の記載又は記録がされる場合
- 4 第1項及び第3項による振替株式等の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、売却代金等の預り金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
- 5 当社は、前項の不足額を引取りの日に第49条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第49条第2項に準じて売却代金等の預り金から充当することができるものとします。

(解約時の取扱い)

第53条 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替有価証券及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

(緊急措置)

第54条 法令の定めるところにより振替有価証券の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第55条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ①第47条第1項による届出の前に生じた損害
- ②依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて振替有価証券の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、振替有価証券の振替をしなかった場合に生じた損害
- ④災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、振替有価証券の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤前号の事由により振替有価証券の記録が滅失等した場合、又は第25条及び第34条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥第54条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

(機構非関与銘柄の振替の申請)

第56条 お客様の口座に記載又は記録されている機構非関与銘柄（機構の社債等に関する業務規程により、償還金及び利息を取り扱う銘柄以外の銘柄の一般債をいいます。）について、お客様が振替の申請を行う場合には、あらかじめ当社に対し、その旨をお申し出ください。

(社債的受益権の取扱いに関する各規定の読み替え)

第57条 この約款における社債的受益権（機構の社債等に関する業務規程に規定する「特定目的信託の社債的受益権」をいいます。）の取扱いは、以下の表のとおり読み替えます。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第11条	利子支払期日	配当支払期日
	各社債の金額	各社債的受益権の金額
第18条	償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。）	償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。以下同じ。）
	元利息	償還金及び配当
第18条 第49条 第50条 第56条	利息	配当

(この約款の変更)

第58条 この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

(個人情報の取扱い)

第59条 お客様の個人情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの約款の各規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機関（以下「機構等」といいます。）に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

2 お客様は、米国政府及び日本政府からの要請により、当社がお客様について、外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）上の報告対象として、次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があると判断する場合、米国税務当局（IRS）における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）が米国税務当局へ提供されることがあることに同意するものとします。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載されておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

- (1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- (2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国人又はその他の組織
- (3) FATCA の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除く。）

ダイワMRF・野村MRF累積投資約款

1. (約款の趣旨)

この約款は、お客様と丸三証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の、大和アセットマネジメント株式会社の発行するダイワMRF（マネー・リザーブ・ファンド）受益権（以下「ダイワMRF」といいます。）、又は、野村アセットマネジメント株式会社の発行する野村MRF（マネー・リザーブ・ファンド）受益権（以下「野村MRF」といいます。）の累積投資に関する取決めです。当社は、この約款に従ってダイワMRF累積投資契約、又は、野村MRF累積投資契約（以下「契約」といいます。）をお客様と締結いたします。

2. (契約の申込み)

- (1) 契約のお申込みは、お客様が所定の申込書に必要事項を記載のうえ、署名、捺印し、これを当社の本・支店（以下「扱店」といいます。）に提出することによって契約を申し込むものといたします。ただし、既に他の累積投資コース（財形貯蓄・ミリオンを除く）において上記方法により申込みが行われ契約が締結されているときは、第一回目の払込金の払込みをもって契約の申込みが行われたものとして取り扱うものとします。
- (2) 契約が締結されたときは、当社はただちにダイワMRF累積投資口座、又は、野村MRF累積投資口座を設けます。また、取引印鑑届により当社に届出されている印影をもって、当社への届出印とします。

3. (取得の申込み及び金銭の払込み)

- (1) お客様は、ダイワMRF、又は、野村MRFの取得にあてるため、1回の払込みにつき1円以上の金銭（以下「払込金」といいます。）を当社に払い込み、取得の申込みを行うことができます。
- (2) お客様が有価証券、その他当社において取り扱う証券、証書、権利又は商品の果実、償還金、売却代金、解約代金又は懸賞金のうち、当社において支払われるものについて、特にお客様からのお申出がない限り、その支払いがあったときに取得の申込みがあったものとします。
- (3) お客様が有価証券等の買付代金等の支払いのために入金を行った場合、入金日から当該買付代金の受渡日が2営業日以上ある時は、特にお客様からのお申出がない限り、総合取引約款 第3章 証券総合口座サービス自動運用買付・換金取引に基づき、ダイワMRF、又は、野村MRFの取得を行います。

4. (取得時期・価額及び方法)

- (1) 当社は、お客様から取得の申込みがあった日の正午以前に払込金の受入れを当社が確認できたものについては当日に、正午を過ぎて払込金の受入れを当社が確認できたものについては申込日の翌営業日に、ダイワMRF、又は、野村MRFをお客様に代わって取得します。ただし、払込金を申込日の正午以前に受け入れようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回っているときは、取得の申込みに応じないものとします。なお、上記の「払込金の受入れを当社が確認できたもの」とは、取扱店内で確認されたものに限りです。
- (2) 前項の取得価額は、取得日の前日の基準価額といたします。
- (3) 申込日の正午を過ぎて払込金を受け入れた場合において、申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、前項(1)及び(2)の規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に、ダイワMRF、又は、野村MRFをお客様に代わって取得します。
- (4) 取得されたダイワMRF、又は、野村MRFの所有権ならびにその元本、又は果実に対する請求権は、当該取得日からお客様に帰属するものといたします。

5. (管理)

- (1) この契約によって取得されたダイワMRF、又は、野村MRFは、投資信託受益権振替決済口座管理約款に従い管理するものとします。
- (2) 当社は、この契約により管理しているダイワMRF、又は、野村MRFの保管料を頂くことがあります。

6. (果実の再投資)

- (1) 5.の管理にかかるダイワMRF、又は、野村MRFの果実は、前月の最終営業日（その翌日以降に取得した場合は、当該取得日から当月の最終営業日の前日までの分を、当月の最終営業日にお客様に代わって当社が受領のうえ、当該お客様の口座に繰入れ、その全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額でダイワMRF、又は、野村MRFをお客様に代わって取得します。
- (2) 当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、前項(1)の規定にかかわらず、最終営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により当該計算日の翌日に、ダイワMRF、又は、野村MRFをお客様に代わって取得します。

7. (返還)

- (1) 当社は、お客様からダイワMRFの返還の請求を正午以前に受け入れ申込日の受取りをお申出されたときは当日を、正午を過ぎて受け入れたときは正午以前に受け入れ翌営業日の受取りをお申出されたときは翌営業日をお支払日（以下「受渡日」といいます。）として換金の上、その代金をお支払いすることにより返還いたします。野村MRFの返還の請求をお申出されたときは翌営業日を受渡日として換金の上、その代金をお支払いすることにより返還いたします。
- (2) 前項の換金価額は、受渡日の前日の基準価額といたします。
- (3) (1)の換金にかかるダイワMRF、又は、野村MRFについての、取得日（前月以前の取得分については前月の最終営業日）から受渡日の前日までの決算分の果実は、この契約を解除される場合を除き、換金代金とともにお支払いいたしません。
- (4) 当社は、換金代金のお支払いにあたっては、お客様より所定の手続きによりお申出いただき、届出印の押印された所定の受領書を引換えに、その代金をお支払いいたします。

8. (キャッシング) [即日引出]

(1) お客様は、自己の所有するダイワ MRF、又は野村 MRF の返還を当社に請求することができます。この場合、当該返還請求に基づき当社が引き渡すべき金銭相当額について、ダイワ MRF は当日正午を過ぎて返還の請求を行う日の当日に、又は、野村 MRF は返還の請求を行う日の当日に、受取りを希望する場合は、次の方法（以下「キャッシング」といいます。）によります。

①キャッシングの申込みがあった場合、当社は、ダイワ MRF、又は、野村 MRF の残高に基づき計算した返還可能金額、又は 500 万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、ダイワ MRF、又は、野村 MRF を担保に、金銭を貸し出すことができます。ただし、お客様の取引状況等により、貸出しをしない場合もあります。

なお、返還可能金額は、次の計算式により算出します。返還可能金額＝解約口数×基準価額

②前号のキャッシング申込日に、当社は、当該請求日の前日までの計算に基づき、前号のキャッシングの貸出しによる金額に相応するダイワ MRF、又は、野村 MRF について、当該貸出しの担保としてその受益権に質権を設定すると同時に、前条の換金手続きを行います。

③前号の換金手続きに基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出し残高全額の返済にあてます。当該金銭とは別に、第 1 号のキャッシング申込日から当該受渡日の前日までの果実から源泉税相当額を差引いた金額に相当する金額は、次の計算式により算出し、当該受渡日の属する月の最終営業日に貸出し金利として当社がもらいうけます。

(解約される受益権に係るキャッシングの申込みがあった日の翌営業日の前日までの分配金－前日までの分配金) (A)－源泉税相当額
{ (A) × (所得税率+住民税率) }

(なお、当該貸出し金利に相当する果実の明細はお客様にお知らせしないことがあります。)

④当社は、第 2 号の換金を行う際の基準価額が、当初設定時の 1 口の元本価額 (1 口=1 円) を下回ったときは、第 2 号の換金手続きに基づく金銭と第 1 号のキャッシングの貸出しによる金銭及びその利息との差額を、お客様に請求できるものとします。

(2) 前項の申込みは、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は届出印の押印された所定の受領書と引換えに、その代金をお支払いいたします。

9. (解約)

(1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。

①お客様から解約の申出があったとき

②当社がダイワ MRF、又は、野村 MRF の累積投資業務を営むことができなくなったとき

③ダイワ MRF、又は、野村 MRF が償還されたとき

(2) この契約が解約されたときは、当社は遅滞無く 7. に準じてお客様にダイワ MRF、又は、野村 MRF の返還及びその果実の支払いを行います。

10. (申込事項等の変更)

(1) 改名、転居並びに届出印の変更など申込事項に変更があったときには、お客様は所定の用紙によって遅滞無く当社に届出いただきま

す。

(2) 前項の届出があったときには、当社はお客様より、戸籍抄本・印鑑証明書、その他必要と認める書類等を提出していただくことがあり

11. (その他)

(1) 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子、その他のいかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

(2) 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。

①届出印の押印された所定の受領書と引換えに、この契約に基づくダイワ MRF、又は、野村 MRF の返還及びその果実の支払いを行った場合。

②所定の手続きにより返還の申出がなかったため、又は印影が届出印と相違するために、この契約に基づくダイワ MRF、又は、野村 MRF の返還及びその果実の支払いを行わなかった場合。

③天災・地変・その他の不可抗力により、この契約に基づくダイワ MRF、又は、野村 MRF の取得又は返還、もしくはその果実の支払いが遅滞した場合。

(3) この約款は、法令の変更もしくは監督官庁の指示又は命令、もしくはその他の事情により、その必要を生じたときには改定されること

があります。

外国証券取引口座約款

【第1章】 総 則

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）と当社との間で行う外国証券（日本証券業協会又は金融商品取引所が規則に定める外国証券をいいます。以下同じ。）の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。

2 申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」といいます。）、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場（店頭市場を含む。以下同じ。）に取り次ぐ取引（以下「外国取引」といいます。）及び外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」といいます。）並びに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」といいます。）である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。

なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。

(外国証券取引口座による処理)

第2条 申込者が当社との間で行う外国証券の取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべてを「外国証券取引口座」（以下「本口座」といいます。）により処理します。

(遵守すべき事項)

第3条 申込者は、当社との間で行う外国証券の取引に関しては、国内の諸法令並びに当該証券の売買を執行する国内の金融商品取引所（以下「当該取引所」といいます。）、日本証券業協会及び決済会社（株式会社証券保管振替機構その他当該取引所が指定する決済機関をいいます。以下同じ。）の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に従うとともに、外国証券の発行者（預託証券については、預託証券に係る預託機関をいいます。以下同じ。）が所在する国又は地域（以下「国等」といいます。）の諸法令及び慣行等に関し、当社から指導のあったときは、その指導に従うものとします。

(企業内容等の開示)

第3条の2 当社で取り扱う外国証券は、募集・売出し等の届出が行われた場合等一部を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

【第2章】 外国証券の国内委託取引

(外国証券の混合寄託等)

第4条 申込者が当社に寄託する外国証券（外国株式等及び外国新株予約権を除く。以下「寄託証券」といいます。）は、混合寄託契約により寄託するものとします。当社が備える申込者の口座に当該申込者が有する数量が記載又は記録される外国株式等及び外国新株予約権（以下「振替証券」といいます。）については、当社は諸法令並びに決済会社の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関する条項に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。

2 寄託証券は、当社の名義で決済会社に混合寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載又は記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載又は記録するものとします。

3 前項により混合寄託される寄託証券又は決済会社の口座に振り替えられる振替証券（以下「寄託証券等」といいます。）は当該寄託証券等の発行者が所在する国等又は決済会社が適当と認める国等にある保管機関（以下「現地保管機関」といいます。）において、現地保管機関が所在する国等の諸法令及び慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って保管又は管理します。

4 申込者は、第1項の寄託又は記録若しくは記載については、申込者が現地保管機関の所在する国等において外国証券を当社に寄託した場合を除き、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

(寄託証券に係る共有権等)

第4条の2 当社に外国証券を寄託した申込者は、当該外国証券及び他の申込者が当社に寄託した同一銘柄の外国証券並びに当社が決済会社に寄託し決済会社に混合保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載又は記録された申込者は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載又は記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該申込者に与えられることとなる権利を取得します。

2 寄託証券に係る申込者の共有権は、当社が申込者の口座に振替数量を記帳した時に移転します。振替証券に係る申込者の権利は、当社が申込者の口座に振替数量を記載又は記録した時に移転します。

(寄託証券等の我が国以外の国等の金融商品市場等での売却又は交付)

第5条 申込者が寄託証券等を我が国以外の国等の金融商品市場等において売却する場合又は寄託証券等の交付を受けようとする場合は、当社は、当該寄託証券等を現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関（以下「当社の保管機関」といいます。）に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えた後に、売却し又は申込者に交付します。

2 申込者は、前項の交付については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

(上場廃止の場合の措置)

第6条 寄託証券等が当該取引所において上場廃止となる場合は、当社は、当該寄託証券等を上場廃止日以後、現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えます。

2 前項の規定にかかわらず、上場廃止となる寄託証券等について、有価証券としての価値が失われたことを決済会社が確認した場合には、あらかじめ決済会社が定める日までに申込者から返還の請求がない限り、決済会社が定めるところにより当該寄託証券等に係る券面が廃棄されることにつき、申込者の同意があったものとして取り扱います。

(配当等の処理)

第7条 寄託証券等に係る配当（外国投資信託の受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配及び外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付を含む。以下同じ。）、償還金、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為に基づかず交付されるその他の金銭（発行者の定款その他の内部規則若しくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則又は外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含む。以下同じ。）等の処理は、次の各号に定めるところによります。

(1) 金銭配当の場合は、決済会社が受領し、配当金支払取扱銀行（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては分配金支払取扱銀行。以下同じ。）を通じ申込者あてに支払います。

(2) 株式配当（源泉徴収税（寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられるものを含む。以下同じ。）が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含み、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。）の場合は、次のa又はbに定める区分に従い、当該a又はbに定めるところにより、取り扱います。

a 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合

決済会社が、寄託証券等について、株式配当に係る株券の振込みを指定し、申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては1口（投資法人債券に類する外国投資証券等にあつては1証券）、カバードワラントにあつては1カバードワラント、外国株預託証券にあつては1証券。以下同じ。）未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときは、決済会社が当該株式配当に係る株券を売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益権事務取扱機関、外国投資証券等にあつては投資口事務取扱機関又は投資法人債事務取扱機関、カバードワラントにあつてはカバードワラント事務取扱機関。以下同じ。）を通じ申込者あてに支払います。ただし、申込者が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。

b 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合

申込者は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとします。ただし、1株未満の株券は、決済会社が売却処分し、売却代金は株式事務取扱機関を通じ申込者あてに支払うものとします。

(3) 配当金以外の金銭が交付される場合は、決済会社が受領し、株式事務取扱機関を通じ申込者あてに支払うものとします。

(4) 第2号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。

2 申込者は、前項第1号に定める配当金、同項第2号a及びbに定める売却代金並びに同項第3号に定める金銭（以下「配当金等」といいます。）の支払方法については、当社所定の書類により当社に指示するものとします。

3 配当金等の支払いは、すべて円貨により行います（円位未満の端数が生じたときは切り捨てる。）。

4 前項の支払いにおける外貨と円貨との換算は、配当金支払取扱銀行（第1項第1号に定める配当金以外の金銭について換算する場合にあつては、株式事務取扱機関。以下この項において同じ。）が配当金等の受領を確認した日に定める対顧客直物電信買相場（当該配当金支払取扱銀行がこれによるのが困難と認める場合にあつては、受領を確認した後に、最初に定める対顧客直物電信買相場）によります。ただし、寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により、外貨の国内への送金が不可能若しくは困難である場合には、決済会社が定めるレートによるものとします。

5 第1項各号に規定する配当等の支払手続きにおいて、決済会社が寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を支払った場合の当該費用は、申込者の負担とし、配当金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。

6 配当に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関及び決済会社又は当社が行います。

7 決済会社は、第1項及び第3項の規定にかかわらず、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の事由により配当金等の支払いを円貨により行うことができない場合は、配当金等の支払いを当該事由が消滅するまで留保すること又は外貨により行うことができるものとします。この場合において、留保する配当金等には、利息その他の対価をつけないものとします。

(新株予約権等その他の権利の処理)

第8条 寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。

(1) 新株予約権等が付与される場合は、次のa又はbに定める区分に従い、当該a又はbに定めるところにより、取り扱います。

a 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合

申込者が所定の時限までに新株式（新たに割り当てられる外国株券等をいいます。以下同じ。）の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は申込者に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、申込者が所定の時限までに新株式（外国投資信託の受益権、外国投資証券の投資口及び外国株預託証券に表示される権利を含む。以下同じ。）の引受けを希望することを当社に通知しないとき又は決済会社が当該新株予約権等を行使することが不可能であると認めるときは、決済会社が当該新株予約権等を売却処分します。ただし、当該寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、決済会社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。

b 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合

決済会社が新株予約権等を受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。この場合において、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は申込者に代わって当該新株予約権等を行って新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないときは、新株式の引受けは行えないものとします。

- (2) 株式分割、無償交付、減資又は合併による株式併合等（源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。）により割り当てられる新株式は、決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。ただし、1株未満の新株式については、決済会社がこれを売却処分します。
- (3) 寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定し申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分し、売却代金は株式事務取扱機関を通じ申込者あてに支払うものとします。ただし、申込者が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。
- (4) 前3号以外の権利が付与される場合は、決済会社が定めるところによります。
- (5) 第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号a並びに同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に準じて処理します。
- (6) 第1号の払込代金及び第3号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。

(払込代金等の未払い時の措置)

第9条 申込者が、新株予約権等の行使に係る払込代金その他外国証券の権利行使を行うため又は株式配当を受領するため当社に支払うことを約した代金又は源泉徴収税額相当額を、所定の時限までに当社に支払わないときは、当社は、任意に、申込者の当該債務を履行するために、申込者の計算において、当該引受株券の売付契約等を締結することができるものとします。

(議決権の行使)

第10条 寄託証券等（外国株預託証券を除く。以下この条において同じ。）に係る株主総会（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係る受益者集会並びに外国投資証券等に係る投資主総会及び投資法人債権者集会を含む。以下同じ。）における議決権は、申込者の指示により、決済会社が行使します。ただし、この指示をしない場合は、決済会社は議決権を行使しません。

2 前項の指示は、決済会社の指定した日までに株式事務取扱機関に対し所定の書類により行うものとします。

3 第1項の規定にかかわらず、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、申込者が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該発行者に送付する方法により、申込者が行使するものとします。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又は申込者が当該寄託証券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

(外国株預託証券に係る議決権の行使)

第10条の2 外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会における議決権は、申込者の指示により、当該外国株預託証券の発行者が行使します。ただし、この指示をしない場合は、当該発行者は議決権を行使しません。

2 前条第2項の規定は、前項の指示について準用するものとします。

3 第1項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、申込者が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該外国株預託証券の発行者を通じて当該外国株券等の発行者に送付する方法により、申込者が行使するものとします。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社を通じて当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又は申込者が当該外国株券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

(株主総会の書類等の送付等)

第11条 寄託証券等の発行者から交付される当該寄託証券等（外国株預託証券を除く。）又は外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益者、外国投資証券等にあつては投資主又は投資法人債権者、外国株預託証券にあつては所有者）の権利又は利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関が申込者の届け出た住所あてに送付します。

2 前項の諸通知の送付は、当該取引所が認めた場合には、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告又は株式事務取扱機関に備え置く方法に代えることができるものとします。

【第3章】 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに 募集若しくは売出しの取扱い又は私募取扱い

(売買注文の執行地及び執行方法の指示)

第12条 申込者の当社に対する売買の種類、売買注文の執行地及び執行方法については、当社の応じ得る範囲内で申込者があらかじめ指示するところにより行います。

(注文の執行及び処理)

第13条 申込者の当社に対する売買注文並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。

- (1) 外国取引並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、当社において遅滞なく処理される限り、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることがあります。
- (2) 当社への注文は、当社が定めた時間内に行うものとします。
- (3) 国内店頭取引については、申込者が希望し、かつ、当社がこれに応じ得る場合に行います。
- (4) 外国証券の最低購入単位は、当社の定めるところとします。
- (5) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者あてに契約締結時等交付書面を送付します。

(受渡日等)

第14条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。

- (1) 外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）を約定日とします。
- (2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して3営業日目とします。

(外国証券の保管、権利及び名義)

第15条 当社が申込者から保管の委託を受けた外国証券の保管、権利及び名義の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。

- (1) 当社は、申込者から保管の委託を受けた外国証券の保管については、当社の保管機関に委任するものとします。
- (2) 前号に規定する保管については、当社の名義で行われるものとします。
- (3) 申込者が有する外国証券（みなし外国証券を除く。）が当社の保管機関に保管された場合には、申込者は、適用される準拠法及び慣行の下で、当社の保管機関における当社の当該外国証券に係る口座に記載又は記録された当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し、当該取得した数量に係る権利の性質に基づき保管されます。
- (4) 前号の規定は、みなし外国証券について準用します。この場合において前号中「外国証券（みなし外国証券を除く。）が当社の保管機関に保管された」とあるのは「みなし外国証券に係る数量が当社の保管機関における当社の口座に記載又は記録された」と、「当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」とあるのは「当該みなし外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」と読み替えるものとします。
- (5) 第3号の場合において、申込者は、適用される準拠法の下で、当該外国証券に係る証券又は証書について、権利を取得するものとします。
- (6) 申込者が有する外国証券に係る権利は、当社が本口座に振替数量を記載又は記録した時に、当該振替数量に応じて移転が行われるものとします。
- (7) 申込者が権利を有する外国証券につき名義人を登録する必要がある場合は、その名義人は当社の保管機関又は当該保管機関の指定する者とします。
- (8) 申込者が権利を有する外国証券につき、売却、保管替え又は返還を必要とするときは所定の手続きを経て処理します。ただし、申込者は、現地の諸法令等により券面が返還されない外国証券の国内における返還は請求しないものとします。
- (9) 申込者は、前号の保管替え及び返還については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。
- (10) 申込者が権利を有する外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合には、本口座の当該抹消に係る寄託残高を抹消するとともに、申込者が特に要請した場合を除き、当該外国証券に係る券面は廃棄されたものとして取り扱います。

(選別基準に適合しなくなった場合の処理)

第16条 外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当社は当該外国投資信託証券の販売を中止します。この場合においても、申込者の希望により、当社は申込者が購入した当該外国投資信託証券の売却の取次ぎ、又はその解約の取次ぎに応じます。

(外国証券に関する権利の処理)

第17条 当社の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

- (1) 当該保管機関に保管された外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実並びに償還金は、当社が代わって受領し、申込者あてに支払います。この場合、支払手続きにおいて、当社が当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用は申込者の負担とし当該果実又は償還金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。
- (2) 外国証券に関し、新株引受権又は新株予約権が付与される場合は、原則として売却処分の上、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。ただし、当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、当社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。
- (3) 株式配当、株式分割、株式無償割当、減資又は合併による株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、我が国以外の金融商品市場における売買単位未満の株式は、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分の上、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- (4) 前号の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定にかかわらず、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分の上、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。

- (5) 外国証券に関し、前4号以外の権利が付与される場合は、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分の上、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- (6) 株主総会、債権者集会、受益権者集会又は所有者集会等における議決権の行使又は異議申立てについては、申込者の指示に従います。ただし、申込者が指示をしない場合には、当社は議決権の行使又は異議の申立てを行いません。
- (7) 第1号に定める果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続きについては、当社が代わってこれを行うことがあります。

(諸通知)

第18条 当社は、保管の委託を受けた外国証券につき、申込者に次の通知を行います。

- (1) 募集株式の発行、株式分割又は併合等株主又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知
- (2) 配当金、利子、収益分配金及び償還金などの通知
- (3) 合併その他重要な株主総会議案に関する通知

2 前項の通知のほか、当社又は外国投資信託証券の発行者は、保管の委託を受けた外国投資信託証券についての決算に関する報告書その他の書類を送付します。ただし、外国投資証券に係る決算に関する報告書その他の書類については、特にその内容について時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載が行われた場合は、申込者の希望した場合を除いて当社は送付しません。

(発行者からの諸通知等)

第19条 発行者から交付される通知書及び資料等は、当社においてその到達した日から3年間（海外CD及び海外CPについては1年間）保管し、閲覧に供します。ただし、申込者が送付を希望した場合は、申込者に送付します。

2 前項ただし書により、申込者あての通知書及び資料等の送付に要した実費は外国投資信託証券に係るものを除き、その都度申込者が当社に支払うものとしします。

(諸料金等)

第20条 取引の執行に関する料金及び支払期日等は次の各号に定めるところによります。

- (1) 外国証券の外国取引については、我が国以外の金融商品市場における売買手数料及び公租公課その他の賦課金並びに所定の取次手数料を第14条第2号に定める受渡期日までに申込者が当社に支払うものとしします。
 - (2) 外国投資信託証券の募集及び売出し又は私募に係る取得の申込みについては、ファンド所定の手数料及び注文の取次地所定の公租公課その他の賦課金を目論見書等に記載された支払期日までに申込者が当社に支払うものとしします。
- 2 申込者の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度申込者が当社に支払うものとしします。

(外貨の支払い等)

第21条 原則として円貨にてお支払させていただいておりますので、外貨でお受取りを希望される場合は、当社の所定日までにお申し出ください。なお、外国証券の取引に係る外貨の授受は、原則として、申込者が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

(金銭の授受)

第22条 本章に規定する外国証券の取引等に関して行う当社と申込者との間における金銭の授受は、円貨又は外貨（当社が応じ得る範囲内で申込者が指定する外貨に限る。）によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。

2 前項の換算日は、売買代金については約定日、第17条第1号から第4号までに定める処理に係る決済については当社がその全額を受領を確認した日とします。

【第4章】 雑 則

(取引残高報告書の交付)

第23条 申込者は、当社に保管の委託をした外国証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を定期的に受けるものとしします。ただし、申込者が請求した場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとしします。

2 前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が申込者に対して契約締結時交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとしします。

3 当社は、当社が申込者に対して取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付することとする場合であっても、法令に定める記載事項については、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付する方法に代えて、定期的に取引残高報告書を交付することがあります。

(共通番号の届出)

第24条 申込者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、申込者の共通番号を当社に届け出るものとしします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、申込者の本人確認を行うものとしします。

(届出事項)

第24条の2 申込者は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、印鑑及び共通番号等を当社所定の書類により当社に届け出るものとしします。

(届出事項の変更届出)

第25条 申込者は、当社に届け出た住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、共通番号等に変更のあったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続きにより当社に届け出るものとしします。

(届出がない場合等の免責)

第26条 前条の規定による届出がないか、又は届出が遅延したことにより、申込者に損害が生じた場合には、当社は免責されるものとしします。

(通知の効力)

第27条 申込者あて、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他申込者の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものと取り扱うことができるものとします。

(口座管理料)

第28条 当社は、口座を設定したときは、その設定時及び口座設定後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

2 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、保護預り証券の返還のご請求には応じないことがあります。

(契約の解除)

第29条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- (1) 申込者が当社に対し解約の申出をしたとき
- (2) 申込者がこの約款の条項の一に違反し、当社がこの契約の解除を通告したとき
- (3) 申込者が口座開設時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
- (4) 申込者が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき
- (5) 申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
- (6) 前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、又は、やむを得ない事由により当社が申込者に対し解約の申出をしたとき

2 前項に基づく契約の解除に際しては、当社の定める方法により、保管する外国証券及び金銭の返還を行うものとします。なお、保管する外国証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、申込者の指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行うものとします。

(免責事項)

第30条 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。

- (1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は保管の手続き等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害
- (2) 電信又は郵便の誤謬（ごびゅう）、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害
- (3) 当社所定の書類に押印した印影と届出の印鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害

(準拠法及び合意管轄)

第31条 外国証券の取引に関する申込者と当社との間の権利義務についての準拠法は、日本法とします。ただし、申込者が特に要請し、かつ、当社がこれに応じた場合には、その要請のあった国の法律とします。

2 申込者と当社との間の外国証券の取引に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定することができるものとします。

(約款の変更)

第32条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

(個人データの第三者提供に関する同意)

第 33 条 申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に依りて必要な範囲に限る。）が提供されることがあることに同意するものとします。

- (1) 外国証券の配当金、利子および収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続きを行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関又はこれらの者から当該手続きに係る委任を受けた者
 - (2) 預託証券に表示される権利に係る外国証券の配当金、利子および収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続きを行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者若しくは保管機関又はこれらの者から当該手続きに係る委任を受けた者
 - (3) 外国証券又は預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内又は我が国以外の法令又は金融商品取引所等の定める規則（以下「法令等」といいます。）に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使若しくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合 当該外国証券の発行者若しくは保管機関又は当該預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者若しくは保管機関
 - (4) 外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。）が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合であって、その内容が、裁判所又は裁判官の行う刑事手続きに使用されないこと及び他の目的に利用されないことが明確な場合 当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関
- 2 申込者は、米国政府及び日本政府からの要請により、当社が申込者について、外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）上の報告対象として、次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があると判断する場合、米国税務当局（IRS）における課税執行のため、申込者の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）が米国税務当局へ提供されることがあることに同意するものとします。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載されておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。
- (1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
 - (2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
 - (3) FATCA の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除く。）

国内外貨建債券取引約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）と当社との間で行う国内外貨建債券（日本国内で発行された外貨建の債券（募集及び売出しの場合の申込代金を円貨で支払うこととされているもの又は利息若しくは償還金が円貨で支払われることとされているものを含む。）をいいます。以下同じ。）の取引に関する取決めです。

(受渡しその他の決済方法)

第2条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。

- (1) 受渡期日は申込者が当社と別途取決めていた場合を除き、約定日から起算して3営業日目とします。
- (2) 取引に係る金銭の授受は円貨によります。ただし、当該金銭の授受が円貨に限定されている国内外貨建債券以外のものについては、当社が応じ得る範囲内で申込者が指定する外貨によることができます。
- (3) 前号の外貨の指定は、発注時にその都度申込者が行うものとします。
- (4) 売買代金の外貨と円貨との換算（当該金銭の授受が円貨に限定されているものを除きます。）は、約定日（その日が東京為替市場の休業日に当たるときは、その後の直近の東京為替市場の営業日）における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、当社が決定するレートによります。
- (5) 募集及び売出しの場合の申込代金の外貨と円貨との換算（当該金銭の授受が円貨に限定されているものを除きます。）は、当社の指定する日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、当社が決定するレートによります。

(国内外貨建債券に関する権利の処理)

第3条 当社に保管された国内外貨建債券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

- (1) 当社に保管された国内外貨建債券の利子及び償還金（記名式債券に係る利子及び償還金を除きます。以下同じ。）は、当社が代わって受領し、申込者あてに支払います。ただし、保護預り約款又は振替口座管理契約に基づいて当社に保管している有価証券の利子等の受取方法についての特約にはこの国内外貨建債券の利子又は償還金のうち外貨で支払われることとされているものは含めないものとします。また、支払手続きにおいて、当社が当該国内外貨建債券の発行者の国内の諸法令又は慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用は申込者の負担とし、当該利子又は償還金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。
- (2) 国内外貨建債券に関し新株予約権（新株予約権証券を除きます。）が付与される場合は、原則として売却処分の場合、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。ただし、我が国の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、当社が当該新株予約権の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権はその効力を失います。
- (3) 転換権付社債の転換権行使により申込者が指示しない場合には、別途当社が交付した外国証券取引口座約款に定めるところに従うものとします。
- (4) 国内外貨建債券に関し、第1号及び第2号以外の権利が付与される場合は、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分の場合、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- (5) 債権者集会における議決権の行使又は異議申立てについては、申込者の指示に従います。ただし、申込者が指示しない場合には、当社は議決権の行使又は異議申立てを行いません。
- (6) 第1号から第4号に定める処理に係る決済については、前条第2号の規定に準じて行います。この場合において、申込者が外貨で受領することを希望するときは、あらかじめ当社に申し出るものとし、円貨で受領する場合の外貨と円貨との換算（当該金銭の授受が円貨に限定されているものを除きます。）は、当社がその全額を受領を確認した日の東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、当社が決定するレートによります。

(諸料金等)

第4条 申込者の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

(外貨の支払い等)

第5条 国内外貨建債券の取引に係る外貨の授受は、原則として申込者が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行ないます。

2 当社に預託している外貨を円貨又は他の外貨に交換することを申込者が希望した場合の換算は、交換する日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、当社が決定するレートによります。

(金銭の授受)

第6条 本章に規定する外国証券の取引等に関して行う当社と申込者との間における金銭の授受は、円貨又は外貨（当社が応じ得る範囲内で申込者が指定する外貨に限る。）によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。

2 前項の換算日は、売買代金については約定日、第3条第1号から第4号までに定める処理に係る決済については当社がその全額を受領を確認した日とします。

(諸報告書等)

第7条 当社は国内外貨建債券の取引に関し当社が申込者あてに送付等を行う諸報告書等については、外国証券取引に使用されるもので取り扱うことができるものとします。

(免責事項)

第8条 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。

- (1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は寄託の手続き等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害

(2) 電信又は郵便の誤謬（ごびゅう）、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害

(約款の変更)

第9条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

特定口座に係る上場株式等保管委託 及び上場株式等信用取引約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様が特定口座内保管上場株式等（租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定されるものをいいます。以下同じです。）の譲渡及び租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定される特定口座において処理した金融商品取引法第161条の2第1項の規定による信用取引（以下「信用取引」といいます。）による上場株式等の譲渡又は当該信用取引の決済のために行う上場株式等の譲渡（当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等の買付けにより取引の決済を行う場合又は当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等を買付けた取引の決済のために行う場合に限る。）に係る所得計算等の特例を受けるために当社に開設される特定口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）及び信用取引による上場株式等の譲渡について、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号及び第3号に規定される要件並びに当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

(特定口座開設届出書等の提出)

第2条 お客様が当社に特定口座を開設しようとする場合には、当社に対し、特定口座開設届出書を提出するとともに、租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行令第25条の10の3第2項に規定する書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が個人番号を有しない場合又は同条第5項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令に基づく本人確認を受ける必要があります。

2 お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を選択される場合には、あらかじめ、当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客様から源泉徴収を選択しない旨の申出がない限り、その年において最初に当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引等につきその年最初に差金決済を行う時のうちいずれか早い時より前に、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。

3 お客様が当社に対して、源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該お客様は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。

(特定保管勘定における保管の委託等)

第3条 上場株式等の保管の委託等は、特定口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）において行います。

(特定信用取引勘定における処理)

第4条 信用取引による上場株式等の譲渡又は当該信用取引の決済のために行う上場株式等の譲渡については、特定口座に設けられた特定信用取引勘定（特定口座において処理される上場株式等の信用取引につき、当該信用取引の処理に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。以下、同じ。）において行います。

(所得金額等の計算)

第5条 特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法第37条の11の3（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）、同法第37条の11の4（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）、所得税法その他の関係法令等の規定に基づき行われます。

(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)

第6条 当社は、お客様の特定口座に設けられた特定保管勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。

- ①第2条に定めのある特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ及び代理を含みます。）により取得をした上場株式等又は当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受け入れる上場株式
- ②当社以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受け入れられている特定口座内保管上場株式等の全部又は一部について、お客様が当社に開設した特定口座に所定の方法により移管することにより受け入れる上場株式等
- ③当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、）又は同条第4項に規定する売出しにより取得した上場株式等
- ④当社に開設された特定口座に設けられた特定信用取引等勘定において行った信用取引により買付けた上場株式等のうち当該信用取引の決済により受渡が行われたもので、その受渡の際に、特定保管勘定への振替の方法により受け入れる上場株式等
- ⑤お客様が贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社に開設していた特定口座、租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座、同法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座又は特定口座以外の口座（非課税口座及び未成年者口座を除きます。以下「相続等一般口座」といいます。）に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受け入れる上場株式等
- ⑥お客様が贈与、相続又は遺贈により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社以外の金融商品取引業者等に開設していた特定口座又は相続等一般口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当社の当該申込者の特定口座に移管することにより受け入れる上場株式等
- ⑦お客様の特定口座に受け入れられている特定口座内保管上場株式等につき、株式又は投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権の分割又は併合により取得する上場株式等で当該分割又は併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

- ⑧お客様が当社に開設している口座（非課税口座及び未成年者口座を除きます。）に保管の委託等がされている上場株式等につき、会社法第185条に規定する株式無償割当て、同法第277条に規定する新株予約権無償割当て又は投資信託及び投資法人に関する法律第88条の13に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得する上場株式等で、その割当ての時に、当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- ⑨お客様の特定口座に受け入れられている特定口座内保管上場株式等につき、法人の合併（法人課税信託に係る信託の併合を含みます。）（合併法人の株式（出資を含みます。第⑬号を除き、以下この条において同じです。）又は合併親会社株式のいずれか一方のみの交付が行われるもの（当該法人の株主等に当該合併法人の株式又は合併親会社株式及び当該法人の株主等に対する株式に係る剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配として交付される金銭その他の資産の交付がされるもの並びに合併に反対する株主等の買取請求に基づく対価として金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限り、）により取得する当該合併法人の株式又は合併親会社株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- ⑩お客様の特定口座に受け入れられている特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合（当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益者のみが交付されるもの（投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限り、）により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- ⑪お客様の特定口座に受け入れられている特定口座内保管上場株式等につき、法人の分割（分割法人の株主等に分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式のいずれか一方の株式のみの交付が行われるもので、当該株式が分割法人の発行済株式等の総数又は総額のうちを占める当該株主等の有する当該分割法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されるものに限り、）により取得する当該分割承継法人の株式又は当該分割承継親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- ⑫お客様の特定口座に受け入れられている特定口座内保管上場株式等につき、法人の株式分配（当該法人の株主等に完全子法人の株式のみの交付が行われるもので、当該株式が現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうちを占める当該株主等の有する当該現物分配法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されるものに限り、）により取得する当該完全子法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- ⑬お客様の特定口座に受け入れられている特定口座内保管上場株式等につき、所得税法第57条の4第1項に規定する株式交換により取得する株式交換完全親法人の株式若しくは当該株式交換完全親法人の親法人の株式又は同条第2項に規定する株式移転により取得する株式移転完全親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- ⑭お客様の特定口座に受け入れられている特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権の行使、特定口座内保管上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利若しくは新株予約権の行使、特定口座内保管上場株式等である新株予約権、当社に開設されたお客様の非課税口座に受け入れられた新株予約権若しくは当社に開設されたお客様の未成年者口座に受け入れられた新株予約権の行使、お客様が与えられた所得税法施行令第84条第2項第1号から第4号までにかかる権利の行使又は特定口座内保管上場株式等について与えられた取得条項付新株予約権の取得事由の発生若しくは行使により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- ⑮お客様の特定口座に受け入れられている特定口座内保管上場株式等である取得請求権付株式の請求権の行使、取得条項付株式の取得事由の発生、全部取得条項付種類株式の取得決議又は取得条項付新株予約権の付された新株予約権付社債の取得事由の発生により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- ⑯金融商品取引所等に上場する日の前から引き続き所有していた上場株式等以外の株式等で、その上場の際に当該株式等と同一銘柄の株式のすべてが保管の委託等をする方法により特定口座へ受け入れられるもの
- ⑰生命保険会社の相互会社から株式会社への組織変更に伴いその社員に割り当てられる株式で、その株式の上場等の際にその割当てを受ける株式のすべてが保管の委託等をする方法により特定口座へ受け入れられるもの
- ⑱従業員持株会（従業員持株会契約等に基づき当社に開設された従業員持株会口座）を通じて取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- ⑲前各号のほか租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項に基づき定められる上場株式等

（譲渡の方法）

第7条 特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法その他租税特別措置法施行令第25条の10の2第7項に定められる方法のいずれかにより行います。

（特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知）

第8条 特定口座からの上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第二号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに規定する取得日及び当該取得日に係る数等を、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

（特定口座内保管上場株式等の移管）

第9条 当社は、第6条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲）第②号に規定するお客様の特定口座への移管は、租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項及び第11項の定めるところにより行います。

（相続又は遺贈等による特定口座への受入れ）

第10条 当社は、第6条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲）第⑤号、第⑥号又は第⑨号に規定する上場株式等のうち、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第3号、第4号、第15号、第22号、第25号及び第26号の移管による上場株式等の受入れは、それぞれ同項第3号、第4号、第15号、第22号、第25号又は第26号及び同条第15項から第17項まで若しくは同条第19項から第21項まで又は同法第25条の10の5に定めるところにより行います。

（年間取引報告書の送付）

第11条 当社は、特定口座を開設しているお客様に対して、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を翌年1月31日までに交付いたします。

2 当社は、特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通をお客様に交付し、1通を税務署に提出いたします。

- 3 特定口座の廃止によりこの契約が解約されたときは、当社はお客様に対して、特定口座年間取引報告書をその解約日の属する月の翌月末日までに交付いたします。
- 4 当社は、お客様が開設した特定口座において、その年中に上場株式等の譲渡及び上場株式等の配当等の受入れが行われなかった場合は、租税特別措置法第37条の11の3第8項に定めるところにより、お客様からの請求があった場合のみ特定口座年間取引報告書をお客様に交付いたします。

(届出事項の変更)

第12条 お客様は、次の各号に該当したときは、当社に対し、特定口座異動届出書を提出するものとします。

- ①氏名、住所若しくは個人番号を変更したとき
- ②特定口座に設定されている特定保管勘定を廃止するとき（特定口座廃止届出書（租税特別措置法施行令第25条の10の6第1項に規定されているものをいいます。以下同じ。）を提出する場合を除きます。）
- 2 お客様が前項第①号の変更を届け出る際には、お客様は、当社に対し、お客様の氏名、住所及び生年月日が記載された書類を提出又は「個人番号カード」等を提示等するものとします。
- 3 お客様が特定口座源泉徴収選択届出書を提出している場合で、当該源泉徴収の廃止を希望する場合は、その年最初に当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡をするとき（当社との間で上場株式等保管委託契約及び上場株式等信用取引契約を締結しているお客様の場合は、その年最初に当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡をするとき又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引につきその年最初に差金決済するときのいずれか早いとき）までに、当社に対し、当社の定める特定口座源泉徴収選択廃止届を提出するものとします。

(契約の解除)

第13条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- ①お客様が当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき
- ②租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき
- ③お客様が租税特別措置法施行令第25条の10の5第1項に規定する出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合において、同法第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書が当社に対して提出されたものとみなされたとき

(特定口座を通じた取引)

第14条 お客様が特定口座を開設している場合、当社との間で行う上場株式等の取引及び上場株式等の信用取引に関しては、特にお申出がない限り、すべて特定口座を通じて行います。

(特定口座内公社債等の価値喪失に関する事実確認書類の交付)

第15条 特定口座内公社債等の発行会社について清算終了等の一定の事実が発生し、当該特定口座内公社債等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、当該特定口座内公社債等に係る1単位当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。なお、その価値喪失の金額は、特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算には含まれません。

(合意管轄)

第16条 お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の変更)

第17条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

特定口座に係る上場株式配当等 受領委任に関する約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるために当社に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等の受領について、同条第4項第1号に規定される要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)

第2条 当社はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等（租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等をいいます。）に該当するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限ります。）のみを受け入れます。

- ①租税特別措置法第3条の3第2項に規定する国外公社債等の利子等（同条第1項に規定する国外一般公社債等の利子等を除きます。）で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
 - ②租税特別措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
 - ③租税特別措置法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等で同条第2項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
 - ④租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
- 2 当社が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出)

- 第3条 お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項及び同法施行令第25条の10の13第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。
- 2 お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第3項及び同法施行令第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。

(特定上場株式配当等勘定における処理)

第4条 源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定）において処理いたします。

(所得金額等の計算)

第5条 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法第37条の11の6第6項及び関連政省令の規定に基づき行われます。

(契約の解除)

第6条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- ①お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき
- ②お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- ③お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき

(合意管轄)

第7条 お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の変更)

第8条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

特定管理口座約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様が当社に設定する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理口座（以下「特定管理口座」という。）の開設等について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

(特定管理口座の開設)

第2条 当社に特定口座を開設しているお客様が特定管理口座の開設を申し込むに当たっては、当社に対し特定管理口座開設届書を提出しなければなりません。

(特定管理口座における保管の委託等)

第3条 当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式又は公社債が上場株式等に該当しないこととなった場合の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）は、特にお申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。

(譲渡の方法)

第4条 特定管理口座において保管の委託等がされている特定管理株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法により行います。

2 前項の規定にかかわらず、お客様が、当社に対して、特定管理株式等の売委託の注文又は当社に対する買い取りの注文を出すことができない場合があります。

3 前項の規定により、お客様が当社に対して特定管理株式等に係る注文を当社に対して出すことができない場合には、お客様が特定管理株式等を譲渡される前に、当該特定管理株式等を特定管理口座から払い出すことといたします。

(特定管理株式等の譲渡、払出しに関する通知)

第5条 特定管理口座において特定管理株式等の譲渡、全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより、当該譲渡又は払出しをした当該特定管理株式等に関する一定の事項を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(特定管理株式等の価値喪失に関する事実確認書類の交付)

第6条 特定管理口座で管理している特定管理株式等の発行会社について清算終了等の一定の事実が生じ、当該特定管理株式等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、価値喪失株式等に係る1株当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。

(契約の解除)

第7条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- ①お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき
- ②お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- ③お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき

2 前項の規定にかかわらず、前項第1号の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、特定管理株式等の保管の委託等がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出し又は価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。

(合意管轄)

第8条 お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄とする裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の変更)

第9条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款 (一般NISA、つみたてNISA)

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、丸三証券株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号、第4号及び第6号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

2 お客様と当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、当社の総合取引約款、その他の当社が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。

(非課税口座開設届出書等の提出等)

第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」及び「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」）を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の15の3第24項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

2 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当社及び他の証券会社若しくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。

3 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第16項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。

4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。

① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられていたとき

② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられることとなっていたとき

5 お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定又は累積投資勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。

6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定又は累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定又は累積投資勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。

(非課税管理勘定の設定)

第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。

2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

(累積投資勘定の設定)

第3条の2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2042年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。

2 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。

（非課税管理勘定及び累積投資勘定における処理）

第4条 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。

2 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。

（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

第5条 当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるもの）に限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があつた日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの及び租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。

①次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するもの）に限り、取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された未成年者口座（租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じ。）に設けられた未成年者非課税管理勘定（同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じ。）をいいます。以下、この条において同じ。）から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）

②租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等

③租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

第5条の2 当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの（以下、「累積投資上場株式等」といいます。）に限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があつた日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

①第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が40万円（②に掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の13第22項に規定する取得に要した金額を控除した金額）を超えないもの

②租税特別措置法施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等

（譲渡の方法）

第6条 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

2 累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法並びに租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）

第7条 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第5条第1号ロ及び第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があつた場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他

の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含まず。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取扱った者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

- 2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含まず。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取扱った者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(非課税管理勘定終了時の取扱い)

第8条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項又は租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。)

- 2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

- ①お客様から非課税管理勘定の終了する年の当社が別に定める期限までに当社に対して第5条第1項第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管
- ②お客様から非課税管理勘定の終了する年の当社が別に定める期限までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管
- ③前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

(累積投資勘定終了時の取扱い)

第8条の2 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(第2条第6項又は租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます。)

- 2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

- ①お客様から累積投資勘定の終了する年の当社が別に定める期限までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管
- ②前号に掲げる場合以外の場合 特定口座へ移管

(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

第9条 当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」又は「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座)帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

- ①当社がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は特定署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所
- ②当社からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当社に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名及び住所

- 2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合(第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)

第10条 お客様が、当社に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。

- 2 お客様が、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の当社が別に定める期限までに、当社に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。

3 2024年1月1日以後、お客様が当社に開設した非課税口座（当該口座に2023年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限り。）に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。

(非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)

第11条 お客様が当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから課税口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当社において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。

(非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法)

第12条 お客様が非課税管理勘定又は累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等について支払を受ける配当等のうち、上場株式（金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF（上場証券投資信託）、上場REIT（不動産投資信託）及び上場JDR（日本版預託証券）を含みます。）について支払われる配当金及び分配金（以下「配当金等」といいます。）を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。

(非課税口座取引である旨の明示)

第13条 お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限り。）。

2 お客様が非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客様から、当社の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したもののから譲渡することとさせていただきます。

(契約の解除)

第14条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- ①お客様から租税特別措置法第37条の14第16項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ②租税特別措置法第37条の14第22項第1号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第24項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5年経過する日の属する年の12月31日）
- ③租税特別措置法第37条の14第22項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ④お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した場合を除く） 租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
- ⑤お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日
ただし、お客様の相続人又は受遺者からお客様について相続が発生した旨の連絡を受けた場合は、当社は「非課税口座開設者死亡届出書」の提出を受ける前であってもお客様の非課税口座でお預りする上場株式等を非課税口座から払い出すことができるものとします。

(合意管轄)

第15条 この約款に関するお客様と当社との間の訴訟については、当社の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の変更)

第16条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款(ジュニアNISA)

【第1章】 総則

(約款の趣旨)

- 第1条 この約款は、租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座及び同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者(以下、「お客様」といいます。)が、同法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び同法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税(以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、丸三証券株式会社(以下、「当社」といいます。)に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、同法第37条の14の2第5項第2号及び第6号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。
- 2 当社は、この約款に基づき、お客様との間で租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号に規定する「未成年者口座管理契約」及び同項第6号に規定する「課税未成年者口座管理契約」(以下、両者を合わせて「本契約」といいます。)を締結します。
- 3 お客様と当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、当社の総合取引約款、その他の当社が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。

【第2章】 未成年者口座の管理

(未成年者口座開設届出書等の提出)

- 第2条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」の提出をするとともに、当社に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。
- 2 当社に未成年者口座を開設しているお客様は、当社及び他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」及び「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできません。
- 3 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。
- 4 お客様がその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合又は租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。)による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。)が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。
- 5 当社が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年1月1日において17歳である年の9月30日又は2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたもの)に限り、お客様が1月1日において17歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

(非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)

- 第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第15条から第17条、第19条及び第25条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2016年から2023年までの各年(お客様がその年の1月1日において18歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。
- 2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途中において提出された場合における当該提出された日の属する年においては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合においては、所轄税務署長から当社にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。
- 3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024年から2028年までの各年(お客様がその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。

(非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理)

第4条 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定において処理いたします。

(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。

①次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

イ 受入期間内に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得をした上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの

ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出をして移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）

②租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、5年経過日の属する年の当社が別に定める期限までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。）

③租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

2 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

①当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、前項第1号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

②租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等

③租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

(譲渡の方法)

第6条 非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われるものに限ります。）又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

(課税未成年者口座等への移管)

第7条 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。

①非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第5条第1項第1号ロ若しくは第2号又は同条第2項第1号若しくは第2号の移管がされるものを除く）次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管

イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客様が18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管

ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管

②お客様がその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管

2 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第1号ロ及び第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。

①お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号若しくは第7項において準用する同号に規定する書面を5年経過日の属する年の当社が別に定める期限までに提出した場合又は当社に特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）を開設していない場合 一般口座への移管

②前号に掲げる場合以外の場合 特定口座（前項1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）への移管

(非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)

第8条 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

①災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと

- ②当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第16条第2号において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われぬものに限り、）又は贈与をしないこと
- イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号又は第7号に規定する事由による譲渡
 - ロ 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限り、）による譲渡
 - ハ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号又は第8号に掲げる譲渡
 - ニ 租税特別措置法施行令第25条の8第4項第1号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡
 - ホ 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議（これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議を除きます。）による譲渡
- ③当該上場株式等の譲渡の対価（その額が租税特別措置法第37条の11第3項又は第4項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）又は当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等に係る同法第9条の8に規定する配当等で、当社が国内における同条に規定する支払いの取扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当社を経由して行われぬものを除きます。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。）は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託すること

(未成年者口座内上場株式等の配当等の受領方法)

第9条 お客様が支払を受ける未成年者口座内上場株式等の配当等のうち、上場株式（金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF（上場投資信託）、上場REIT（不動産投資信託）及び上場JDR（日本版預託証券）を含みます。）について支払われる配当金及び分配金（以下、「配当金等」といいます。）を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。

(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)

第10条 第7条若しくは第8条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。

(未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知)

第11条 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限り、）があった場合には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。

(出国時の取扱い)

第12条 お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。

2 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。

3 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受入れは行いません。

【第3章】 課税未成年者口座の管理

(課税未成年者口座の設定)

第13条 課税未成年者口座（お客様が当社に開設している特定口座若しくは預金口座、貯金口座若しくはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座でこの約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限り、）は、未成年者口座と同時に設けられます。

(課税管理勘定における処理)

第14条 課税未成年者口座における上場株式等（租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第15条から第17条及び第19条において同じ。）の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は金銭その他の資産の預入れ若しくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託がされる上場株式等又は預入れ若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。

(譲渡の方法)

第15条 課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当社への売委託による方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われるものに限り、）又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

(課税管理勘定での管理)

第16条 課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託いたします。

(課税管理勘定の金銭等の管理)

第17条 課税未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

- ①災害等による返還等及び上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと
- ②当該上場株式等の第14条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われぬものに限ります。）又は贈与をしないこと
 - イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号又は第7号に規定する事由による譲渡
 - ロ 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡
 - ハ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号又は第8号に掲げる譲渡
 - ニ 租税特別措置法施行令第25条の8第4項第1号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡
 - ホ 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議（これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議を除きます。）による譲渡
- ③課税未成年者口座又は未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと

(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)

第18条 第16条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

(重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合)

第19条 お客様が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の1月1日において、当社に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。
2 前項の場合において、廃止される特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当社に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。

(出国時の取扱い)

第20条 お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3章（第15条及び第19条を除く）の適用があるものとして取り扱います。

【第4章】 口座への入出金

(課税未成年者口座への入出金処理)

第21条 お客様が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。

- ①お客様名義の預貯金口座からの入金
 - ②お客様名義の当社証券口座からの入金
 - ③現金での入金（依頼人がお客様又はお客様の法定代理人である場合に限ります。）
- 2 お客様が未成年者口座又は課税未成年者口座から出金又は証券の移管（以下この条において「出金等」といいます。）を行う場合には、次に定める取扱いとなります。
- ①お客様名義の預貯金口座への出金
 - ②現金での引出（窓口で行うものに限ります。）
 - ③お客様名義の証券口座への移管
- 3 前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客様又はお客様の法定代理人に限ることとします。
- 4 お客様の法定代理人が第2項各号の出金等を行う場合には、当社は当該出金等に関してお客様の同意がある旨を確認することとします。
- 5 前項に定める同意を確認できない場合には、当社は当該出金等に係る金銭又は証券がお客様本人のために用いられることを確認することとします。
- 6 お客様本人が第2項第2号に定める出金等を行う場合には、お客様の法定代理人の同意（同意書の提出を含む）が必要となります。

【第5章】 代理人による取引の届出

(代理人による取引の届出)

第22条 お客様の代理人が、未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。

2 お客様が前項により届けた代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。

- 3 お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が18歳に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。
- 4 お客様の法定代理人以外の者が第1項の代理人となる場合には、第1項の届出の際に、当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人はお客様の2親等内の者に限ることとします。
- 5 お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が18歳に達した後も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。

(法定代理人の変更)

第23条 お客様の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当社に届出を行っていただく必要があります。

【第6章】 その他の通則

(取引残高の通知)

第24条 お客様が15歳に達した場合には、当社は未成年者口座及び課税未成年者口座に関する取引残高をお客様本人に通知いたします。

(未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示)

- 第25条 お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等（未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第14条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。）、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。
- 2 お客様が未成年者口座及び未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合には、先に取得したものを譲渡することとさせていただきます。

(基準年以降の手続き等)

第26条 基準年に達した場合には、当社はお客様本人に払出制限が解除された旨及び取引残高を通知いたします。

(非課税口座のみなし開設)

- 第27条 2017年から2028年までの各年（その年1月1日においてお客様が18歳である年に限ります。）の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。
- 2 前項の場合には、お客様がその年1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で非課税上場株式等管理契約（同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）が締結されたものとみなします。

(本契約の解除)

第28条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。

- ①お客様又は法定代理人から租税特別措置法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ②租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
- ③租税特別措置法施行令第25条の13の8第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ④お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに第12条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。） 租税特別措置法施行令第25条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
- ⑤お客様が出国の日の前日までに第12条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日の翌日
- ⑥お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日

(合意管轄)

第29条 この約款に関するお客様と当社との間の訴訟については、当社の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の変更)

第30条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

丸三口座振替サービス取扱約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、丸三証券株式会社（以下「当社」と言います。）と、当社が指定する提携銀行（以下「提携銀行」と言います。）が提供する丸三口座振替サービス（以下「本サービス」と言います。）に関する当社とお客様との間の取決めです。

2 お客様がご利用になる本サービスに関する権利・義務は、丸三口座振替サービス取扱約款（以下「本約款」と言います。）に別段の定めがある場合を除き、提携銀行の本サービスに関する規程のほか、当社約款・規定集に基づき取り扱います。

(本サービスの内容)

第2条 お客様は本サービスを利用して、提携銀行のお客様の預金口座から有価証券の買付代金等を引き落とし、当社のお客様口座に入金することができます。

2 本サービスを利用するには、当社に対して都度引き落とし金額をご指示いただきます。

(本サービスの利用申込み)

第3条 お客様が次の(1)から(3)までのすべてを満たしている場合に、当社が定める方法により本サービスの利用申込みができます。

- (1) 当社約款・規定集の内容をご理解のうえ、当社に証券総合口座を開設されていること
- (2) 提携銀行に当社の証券総合口座名義と同一名義の、所定の預金口座を開設されていること
- (3) 本約款の内容を理解され、お客様の責任においてご利用いただけること

2 お申込みから手続き完了まで3週間程度かかることがあります。

(本サービスの利用要領)

第4条 お客様の本サービスのご利用は、以下(1)から(7)の要領で行っていただきます。

- (1) 本サービスは当社営業日の所定の時間内に限り利用できます。
- (2) 本サービスはお客様からご指示があった場合に限り実行しますので、都度お取引営業店へご指示下さい。MARUSAN-NETご利用のお客様はMARUSAN-NETからご指示いただくこともできます。
- (3) ご指示をいただいた後の取消し、変更等はできません。
- (4) お引き落とし日はご指示をいただいた日の当日とします。先日付の引き落とし指示はできません。
- (5) お引き落とし指示金額をお引き落としのご指示より前に、所定の提携銀行口座にご入金下さい。なお1日あたり所定の上限額を定めています。
- (6) お引き落としの結果につきましては、お引き落とし後最初に発行する取引残高報告書に記載しますので記載内容をご覧下さい。
- (7) 万一、提携銀行口座の残高不足等によりお引き落としができなかった場合は、当社の案内に従い入金等の対応をしていただきます。

(利用手数料)

第5条 本サービスの利用手数料は無料です。

(サービス内容等の変更)

第6条 当社はあらかじめお客様に通知することなく、本サービスのサービス内容等を変更することがあります。

2 当社の判断により、すべてのお客様に対して本サービスの一部又は全部を終了することがあります。

(届出の変更等)

第7条 お客様の氏名、住所、提携銀行口座その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに当社所定の書面によりお取引営業店宛に届け出るものとします。

(本サービスの停止)

第8条 当社は、次のいずれかの事由によりお客様にあらかじめ通知することなく、本サービスの一部又は全部を停止することがあります。

- (1) 機器の保守・点検
- (2) その他、当社又は提携銀行が必要であると認めた場合

(本サービスの解約)

第9条 次に掲げるいずれかに該当する場合、本サービスは解約されます。

- (1) お客様が、所定の方法により本サービスの解約を申し出られた場合
- (2) 当社約款・規定集に基づき証券総合口座が解約された場合
- (3) 本サービスをご利用頂くことが不相当であると当社が判断した場合

(免責事項)

第10条 次に掲げる事項により生じた損害について当社はその責を負いません。

- (1) やむを得ぬ事情による本サービスの提供中止・中断により生じた損害
- (2) 通信機器、回線、コンピュータ等のシステム障害により生じた損害
- (3) お客様の過失により生じた損害

(約款の変更)

第11条 本約款は法令改正等、必要が生じた場合に改定することがあります。その場合、改定後の本約款の内容や改定の効力発生時期等は店頭掲示、当社ホームページその他相当の方法により開示致します。

(個人データの第三者提供の同意)

第12条 本サービスの利用にあたりお客様名義の確認のため、当社が株式会社日本カードネット及び提携銀行にお客様の個人データを提供することに同意するものとします。

MARUSAN-NET 取扱規定

【第1章】 総 則

第1条 (規定の趣旨)

この規定は、お客様が丸三証券株式会社（以下「当社」といいます）の MARUSAN - NET（以下「本サービス」といいます）を利用して行う、当社が取り扱う商品の注文（以下「注文」といいます）の受け付け、その他これに付随するサービス、本システムにて提供される証券情報サービス（以下「本情報サービス」といいます）等の利用に関する取決めです。（以下「本規定」といいます）

第2条 (本サービスの利用)

- 1 次の各号の全てに該当する場合に、お客様と当社との間の本システムのご利用に関する契約（以下、「本契約」といいます）は成立し、お客様は、本規定に基づいて本サービスをご利用になることができます。
 - (1) 当社が別途定める総合取引口座を設定されていること。（法人は除きます。）
 - (2) お客様が当社所定の申込書により申し込み、当社が承諾し所定の手続きが完了した場合。
 - (3) お客様が本サービスを利用するのに必要な通信機器及びその他のシステム機器を保有されるか又はご利用可能であり、かつ本システムを利用するのに必要なネットワーク回線・通信回線及びその他の通信手段がご利用可能であること。
 - (4) 原則、お客様が日本国内に居住されている個人の方であること。又は、内国法人であること。
- 2 本サービスでの取引は、当社があらかじめ通知したID及びパスワードとお客様の入力されたID及びパスワード等が一致した場合のみご利用することができます。
- 3 本サービスで提供可能なサービスは使用する通信用の機器、ソフト等により異なる場合があります。当社ホームページで公開しておりますのでご参照ください。
- 4 閲覧専用コースを選択されたお客様は、本サービスを利用した注文を行うことはできず、本情報サービスのみご利用することができます。
- 5 18歳未満のお客様及びご家族代理運用サービスをご利用のお客様は、照会コースのみご利用可能です。照会コースを選択されたお客様は、本サービスを利用した注文を行うことはできず、本情報サービスのみご利用することができます。また、電子交付サービス取扱規定第3条に定める書面を紙媒体に代えて電磁的方法により交付するサービス（電子交付サービス）を利用することはできません。

第3条 (ID及びパスワードの発行)

- 1 本サービスのご利用にあたり、当社はお客様にID及びパスワードをあらかじめ発行します。お客様の取引注文の際にはこのID及びパスワードが必要となります。
- 2 ID及びパスワードを貸与、譲渡等、第三者への提供は禁止とします。（18歳未満のお客様の親権者等及びご家族代理運用サービスの口座管理人を除きます。）
- 3 ID及びパスワードの管理はお客様の責任において行うものとし、盗難、盗聴等によりID及びパスワードが漏洩し使用された取引注文にかかる損害について当社は一切責任を負いません。ただし、当社の故意又は重大な過失により生じた損害についてはこの限りではありません。
- 4 当社社員は、いかなる場合においてもお客様にパスワードをお聞きすることはございません。
- 5 本サービスを利用されている18歳未満のお客様が成人を迎えた場合には、お客様ご本人により、すみやかにパスワードの変更を行っていただきます。

第4条 (法令諸規則の遵守)

本サービスのご利用にあたっては、金融商品取引法、その他の関係法令、日本証券業協会及び金融商品取引所等の諸規則（以下法令諸規則という）ならびに総合口座取引約款等を遵守するものとします。

第5条 (自己責任の原則)

お客様は、本規定の内容を十分理解し、ご自身の責任と判断において本サービスをご利用し、当社との取引を行うものとします。

第6条 (利用時間)

お客様が本サービスを利用できる時間は、当社が別途定める時間とします。

【第2章】 取引注文

第7条 (取引の種類)

お客様が、本サービスを利用して注文のできる商品及び取引の種類は、当社が別途定める種類とします。

第8条 (取扱銘柄)

お客様が本サービスを利用して注文のできる銘柄は、当社が定める銘柄とします。ただし、金融商品取引所が売買を規制している銘柄及び当社が自主的に売買を規制している銘柄については、当社が定める銘柄を事前の通知なく変更することがあります。

第9条 (売付又は買付可能な数量・金額の範囲)

- 1 お客様が本サービスを利用して売付を委託できる数量は、当社がお客様からお預かりしている数量及び買付約定が成立している数量の範囲内とします。
- 2 お客様が本サービスを利用して買付を委託できる数量は、当社が定める買付可能金額の範囲内とします。

第10条 (手数料)

お客様が本サービスを利用して注文を行い約定した場合は、お客様は当社に対し、当社が定める方法により計算した MARUSAN - NET の手数料を手数料等に課される消費税等と合算の上、お支払いいただくものとします。

第11条（注文の有効期限）

お客様が本サービスを利用して行う取引注文の有効期限は、当社が注文を受け付けた時以降、法令諸規則及び商品の約款等に従い、期限の指定をしない場合は最初に取り引が可能となる日（以下「執行日」といいます）1日限りとします。（当社が注文を受け付けた当日に取り引が可能であればその当日限りとなります。）ただし、当社の注文画面でのお客様の選択により、有効期限は執行日を含む7営業日の範囲内で指定できるものとします。

第12条（注文の受付）

- 1 お客様が本サービスを利用して委託された取引注文は、注文内容を入力後、お客様が確認の入力をされ、その入力内容を当社が受信した時点で注文受付とさせていただきます。
- 2 当社は、お客様の委託された取引注文の内容が、第4条、第7条、第8条及び第9条の定める事項のいずれかに反している場合は、当該注文の受付を行いません。

第13条（注文の取消、訂正）

- 1 お客様が本サービスを利用して委託された取引注文の取消は、未約定の注文に限り本サービスを利用して行えるものとします。ただし、当社が定める時間内に限るものとします。
- 2 お客様が本サービスを利用して委託された取引注文の訂正を行う場合は、訂正しようとする取引注文をいったん取消した後、新たに訂正後の新注文を入力してください。又は、当社が指定する画面における訂正機能にて訂正して下さい。
- 3 本サービスを利用して行われた取引注文の取消、訂正は、お取引の本支店でもお受けいたします。

第14条（注文の執行）

- 1 お客様が本サービスを利用した注文は、第11条に定める執行日において注文内容を確認後、可及的速やかに執行します。
- 2 当社は、取引注文が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、予めお客様に通知することなく、当該注文を執行いたしません。なお、本条に従い、取引注文を執行しないことにより生じるお客様の損害については、当社はその責を負わないものとします。
 - (1) 受け付けた注文が執行するまでに法令諸規則等の違反及び本規定に定める事項のいずれかに反することになった場合。
 - (2) 買付注文については、注文執行時において当該買付概算金額が、お客様の買付可能金額を超える場合。
 - (3) お客様の委託された指値注文が、金融商品取引所等の値幅制限を超える場合。
 - (4) 売付注文については、当社がお客様よりお預かりしている数量を超える場合。
 - (5) お客様の委託された注文の内容が、公正な株価形成に弊害をもたらすものであると当社が判断した場合。
 - (6) その他、取引の健全性等に照らし、不相当と当社が判断した場合。
- 3 本システムを利用して行う取引注文において、お客様が注文入力後、確認の入力をし、その入力内容を当社が受信し注文を執行した場合において、その注文内容がお客様の意図しないものであったとしても、お客様自らの意思に基づく注文があったとみなします。また、これにより生じたお客様の損害については、当社はその責を負わないものとします。

第15条（注文の照会）

本サービスを利用したお客様の注文の内容は本サービスにより照会することができます。

第16条（電話による注文等）

- 1 お客様は、回線障害等により MARUSAN - NET が利用困難となった場合、第12条、第13条、第15条にかかわらず、お取引の本支店に電話による注文、注文の取消、訂正、照会（以下「注文等」といいます）を行うことができます。
- 2 前項にもとづき、お客様が電話により取引注文等を行うことができるのは、当社の定めるお取引の本支店の営業時間内に限ります。お取引の本支店の営業時間は、第6条に定める利用時間とは別に当社が定める時間とします。

第17条（取引内容の確認）

本サービスの利用にかかる注文内容について、お客様と当社の間で疑義が生じた場合は、当社とお客様との交信記録によって処理させていただきます。

【第3章】 情報サービスの内容

第18条（情報サービスの利用）

- 1 当社は、本サービスにて、当社が定める方法によって「株価情報」等の証券情報サービス（ただし、第19条に規定する有料情報を除きます）を提供します。本サービスをご利用されるお客様に限り本情報サービスをご利用になれるものとします。
- 2 本情報サービスにて提供される情報の種類・内容等は、当社が定めるものとします。また、これらは、予め通知することなく変更又は中止することがあります。
- 3 本情報サービスにて提供する情報は、当社に関する情報のほか、証券投資等に関する情報提供を目的としたものであり、証券投資につき、勧誘を目的としたものではありません。本サービスにて提供される情報は、当社が信頼性が高いとみなす情報等に基づいて作成しておりますが、その正確さを保証するものではなく、記載された情報を使用することにより被った損害を補償するものではありません。

第19条（有料情報）

当社は、本サービスにおいて、有料にて特定の情報（以下、「有料情報」といいます。）を提供することがあります。この場合における有料情報のご利用についての規定は別に定めるものとします。

第20条（禁止事項）

- 1 お客様は、本情報サービスの情報をお客様ご自身の証券投資のためにのみ利用するものとし、以下の行為をできないものとします。
 - (1) 本情報サービスの情報（複製又は独自に加工したものを含む）を営業に利用すること。
 - (2) 本情報サービスの情報を第三者に提供し、使用させること。
 - (3) お客様のID及びパスワードを第三者の利用に供すること。

- (4) その他本情報サービスの情報をお客様ご自身の証券投資の用に供さない目的に利用すること。
- 2 お客様は、本情報サービスの情報に関する著作権、商標権、その他の知的財産権を含むあらゆる権利を侵害する行為を行わないものとします。
 - 3 お客様の行為が本条第1項又は第2項に反すると当社が判断した場合、当社はお客様に対する本情報サービスを中止します。なお、本情報サービスの中止によりお客様に費用又は損害等が発生した場合、当該費用又は損害等はお客様の負担とし、当社はお客様に対しその責を負わないものとします。

【第4章】 MARUSAN-NETでの信用取引の取扱い

第21条（信用取引の利用）

信用取引口座の開設は、以下の条件を満たすものとします。

- 1 信用取引口座の開設は、当社の信用取引口座を開設するための条件を満たし、当社の承認を得た場合のみできるものとします。また、信用取引口座の開設ができない場合の理由は開示しないものとします。
- 2 「信用取引口座設定約諾書」、「包括担保同意書」その他当社が必要と定める書類を差入れていただけること。
- 3 常時連絡が可能なこと。
- 4 取引残高報告書の回答書をご提出いただけること。ただし、取引残高報告書が電子交付される場合は、交付後、速やかに閲覧いただけること。

第22条（取引の種類等）

お客様がMARUSAN-NETを利用して信用取引注文を行える商品、取引の種類及び銘柄は、当社が定めるものとします。

第23条（新規建て可能額）

お客様が、信用取引を利用して信用新規建玉ができる金額の計算は、当社の定める方法によって行います。

第24条（委託保証金の額・委託保証金率）

- 1 信用取引を行う場合の委託保証金は当社が定めることとします。なお、MARUSAN-NETで信用取引を行う場合の委託保証金は、前もって差し入れいただく前受け制とします。
- 2 信用取引の委託保証金率は当社が定めるものとします。
- 3 委託保証金の額及び委託保証金率は、金融商品取引所の規制等又は当社独自の判断により変更することがあります。
- 4 委託保証金が、当社の定める委託保証金必要額を下回っている場合、又は当社の定める委託保証金率を下回っている場合は、委託保証金の引出し及び新規建玉はできないものとします。

第25条（委託保証金維持率・追加保証金）

- 1 信用取引の委託保証金維持率及びその計算方法は当社が定めるものとします。
- 2 委託保証金が当社の定める委託保証金維持率を下回った場合、お客様は翌々営業日の正午までに当社の定める計算に基づく追加保証金を差入れるものとします。又は、建玉の返済をするものとします。
- 3 委託保証金維持率、追加保証金必要額の計算方法は、当社が定める計算方法とします。
- 4 前項2.に定める所定の日時までに追加保証金の差入れがない場合、又は建玉の返済が無い場合、当社はお客様に通知することなく、随時お客様の計算において、建玉及びお預りしている有価証券を任意に処分し、それを債務の弁済に充当できるものとします。
- 5 前項4.における弁済の結果、残債務がある場合、お客様は当社に対して直ちに残債務の弁済を行うものとします。

第26条（信用期日）

- 1 お客様は、信用建玉は法令諸規則で定める所定の日までに必ず反対売買もしくは現引き・現渡しを行うものとします。
- 2 前項1.にかかわらず、お客様が所定の日までに決済を行わなかった場合は、当社はお客様に連絡することなくお客様の計算において信用建玉を任意に反対売買できるものとします。
- 3 前項2.の結果債務が発生した場合は、当社はお客様に連絡することなくお客様の計算においてお客様のために占有する金銭及び有価証券をもってその損害に充当し、なお不足があるときは、その不足額の支払をお客様に対し請求することができるものとします。

第27条（信用取引に係る諸経費）

当社は信用取引の建玉に対して、当社所定の信用取引諸経費を徴収します。

第28条（信用取引金利）

信用取引に関する金利は、当社が定めるものとします。

第29条（信用取引利用の制限・禁止・解除）

- 1 取引残高報告書に添付されている「回答書」を受け入れできない場合、又は電子交付された取引残高報告書を速やかに閲覧されない場合は、当社は信用取引の利用を制限することができるものとし、その利用制限を起因とする場合の損害については、当社は一切その責を負わないものとします。
- 2 お客様が法令諸規則、総合取引約款、本規定及び信用取引口座設定約諾書等に定める事項に違反した場合、当社は直ちに信用取引の利用を禁止又は信用取引口座の解除をすることができるものとします。
- 3 前項2.に該当した場合、お客様は期限の利益を喪失いたします。
- 4 前項3.に該当した場合、第25条第2項、第4項及び第5項の規定を準用します。

【第5章】 雑 則

第30条（免責事項）

- 1 当社は次に掲げる事項により生じたお客様の損害についてはその責を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失により生じた損害についてはこの限りではありません。

- (1) 本サービスの利用に関し、お客様のID及びパスワード等をお客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、本サービスによるパスワード等の一致を確認して行った取引。
 - (2) 通信回線、通信機器、インターネットもしくはコンピュータシステム（ソフト・ハード）等の障害もしくは瑕疵又は第三者による妨害、侵入、もしくは情報改変等によって生じた本サービスの伝達遅延、不能、誤動作又はその他一切の不具合により発生した損害。
 - (3) 本規定第14条により注文を執行したにもかかわらず、当該執行中における市場価格等の変動により生じた損害又は逸失利益。
 - (4) 本規定第14条第2項による注文の不執行。
 - (5) 天変地異、政変、外貨事情の急変、又は外国為替市場の閉鎖等不可抗力と認められる事由による、取引注文の執行、金銭の授受又は有価証券の預託の手続き等の遅延、又は不能。
 - (6) 本情報サービスの誤謬（ごびゅう）、欠缺（けんけつ）、又はその他一切の不完全性。
 - (7) 本情報サービス情報伝達の遅延又は不能。
 - (8) やむを得ない事由による本サービスの提供の中止又は中断、もしくは内容等の変更により生じた損害。
 - (9) お客様が本サービスにより取引注文の取消等を申し込んだにもかかわらず、当該取消等の対象となる元の注文が金融商品取引所等にて執行され取引が成立したため、取引注文の取消等が行えなかった場合。
 - (10) その他当社の責に帰すことができない事由。
- 2 本サービスの利用に関し、第2条第1項3号にて定める通信機器もしくはその他のシステム機器又は通信回線・ネットワーク回線もしくはその他の通信手段に、当社の故意又は重大なる過失によらない障害又は瑕疵が発生した場合、お客様が自らの責任と費用負担によりそれを解決するものとし、当社はその原因を調査する義務又は解決する義務を負わないものとします。
 - 3 本情報サービスにおいて提供される情報について、その内容の正確性、完全性又は適時性を保証するものではありません。したがって、本情報サービスにおいて提供される情報にお客様が依存した結果として、お客様が被る可能性のある直接的、間接的な損害等の他一切の損害について、当社は責任を負いません。
 - 4 当社は、お客様が本情報サービスをご利用になったことにより生じた、又はご利用にならなかったことにより生じた、直接的、間接的、付随的又はその他の損害のいずれかについても一切の責任を負いません。
 - 5 本サービスにより提供する情報内容につき金融商品取引所等が公正な価格形成又は円滑な流通を阻害している、もしくは阻害するおそれがあると判断し、提供する情報内容の全部もしくは一部の変更又は中止を行った場合、そのために生じた損害等。

第31条（契約の解約）

当社は次に掲げるいずれかに該当する場合には、本契約を解約します。

- 1 お客様（法人を除く）が総合取引口座を解約したとき
- 2 お客様が当社所定の用紙に必要事項を記入のうえ、利用中止を申告されたとき。第2条第1項各号の一部又は全部についてお客様が該当しないこととなったとき
- 3 お客様が法令諸規則、総合取引約款及び本規定等のいずれかの事項に違反したとき
- 4 お客様が本サービスを利用することが不適当と当社が判断したとき
- 5 やむを得ない事由により、当社が利用中止を申し出たとき
- 6 お客様が海外に長期出張、転居により非居住者となったとき（ただし、当社所定の手続きをされた場合を除く。）
- 7 お客様が本規定の変更にご同意いただけないとき

第32条（利用料、情報料）

本システムの利用料及び本情報サービスの情報料は当社が別途定める金額とし、利用料、情報料と消費税を合わせ当社が別途定める方法で当社に入金していただきます。いったんお支払いいただいた利用料、情報料は返却いたしません。

第33条（サービス内容の変更）

- 1 当社は、お客様に予め通知することなく、本サービスにおけるサービスの内容を変更することがあります。
- 2 当社は、前項にて定める本サービスにおけるサービス内容の変更により生じたお客様の損害については、その責を負わないものとします。

第34条（サービスの一部又は全部停止）

- 1 当社は、次に掲げるいずれかに該当する場合は、お客様に予め通知することなく証券取引を含む本サービスの提供を一部又は全部停止することがあります。また、その間お客様は停止されている当該サービスをご利用になれません。
 - (1) 本サービスの緊急点検の必要性又はその他の理由が発生した場合。
 - (2) お客様にお届出いただいた住所又はメールアドレスに当社より送付した郵便物又は電子メールが不着となった場合。
 - (3) 他の口座ですでに利用されているメールアドレス又はパスワードをお客様が登録された場合であって、当社が必要と認めた場合。
 - (4) その他当社が必要と定める場合。
- 2 停止するサービスの範囲は、当社が定める範囲とします。
- 3 当該サービスを停止する期間は、第1項各号の状況が解消されるまでとします。
- 4 当社は、第1項各号にて定める本サービスにおけるサービスの停止により生じたお客様の損害については、その責を負わないものとします。

第35条（届出事項の変更）

本サービスの利用にかかる申込書への記載事項に、変更がある場合は、当社所定の書面により当社に直ちに届出ください。この届出前に生じた損害について、当社はその責任を負いません。

第36条（準拠法・合意管轄）

本規定に関する準拠法は日本国法とします。本規定に関しお客様と当社との間で生ずるすべての訴訟について、当社の本店所在地を管轄する東京地方裁判所をもって専属的な第一審裁判所とします。

第37条（他の規定、約款の適用）

この規定に定める事項の他については、総合取引約款、保護預り約款、振替有価証券管理約款、外国証券取引口座約款、特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款、特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款、信用取引口座設定約諾書及び各取扱商品に定められた規定、約款等により取り扱います。

第38条（規定の変更）

この規定は、法令の変更、監督官庁の指示もしくはその他の必要が生じたときは変更されることがあります。当社は本規定の変更の際は、すみやかにその内容を当社ホームページ上で開示するものとします。また、当社が重要と判断する改訂については書面等をもってお客様に通知することもできるものとします。

電子交付サービス取扱規定

第1条（規定の趣旨）

この規定は、丸三証券株式会社（以下「当社」といいます。）がお客様へ交付することが義務付けられている書面のうち、第3条に規定する書面（以下「対象書面」といいます。）を紙媒体に代えて電磁的方法により交付（以下「電子交付」といいます。）するサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に関する取決めです。

第2条（本サービスの利用）

- 1 次の各号の全てに該当する場合に、お客様と当社との間の本サービスのご利用に関する契約（以下「本契約」といいます。）は成立し、お客様は本規定に基づいて本サービスをご利用になることができます。
 - （1）お客様が当社所定の方法により本サービスをお申込みになり、かつ、当社が承諾した場合。
 - （2）お客様が「MARUSAN-NET 取扱規定」に基づき、当社と MARUSAN-NET 利用契約を締結している場合。
 - （3）お客様が電子交付を利用するのに必要な通信機器及びその他システム機器を保有されるか又はご利用可能であり、かつ、本サービスを利用するのに必要なネットワーク回線・通信回線及びその他通信手段がご利用可能であること。
- 2 お客様が本サービスをお申込みになる場合は、本規定を承諾していただいたうえで、当社所定の申込書により又は MARUSAN-NET 上でお申込みいただくものとします。

第3条（対象書面）

- 1 電子交付の利用ができる書面は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、金融商品取引業等に関する内閣府令、各金融商品取引所受託契約準則、日本証券業協会関係諸規則等において規定されている書面のうち、当社が以下に定めるものになります。
 - （1）報告書等
 - ・取引報告書
 - ・取引残高報告書
 - ・特定口座年間取引報告書
 - ・上場株式等支払通知書
 - ・取引内容等を記載した書面のうち当社が定めたもの
 - （2）目論見書等
 - ・目論見書
 - ・目論見書補完書面
 - （3）その他
 - ・上場有価証券等書面
 - ・契約締結前交付書面（当社が指定するものに限り。）
 - ・運用損益レポート
 - ・その他当社が定め、MARUSAN-NET のホームページに掲げるもの
- 2 取引残高報告書の交付（閲覧可能となった日）から 15 日以内に不明な点についてお申出のない場合には、取引残高報告書の内容につき承諾いただいたものとしてお取り扱いします。
- 3 当社が対象書面の種類を追加する場合は、事前に当社のホームページで告知を行うことで、お客様から電子交付を行うことの承諾を受けたものとして取り扱います。ただし、金融商品取引法等その他関係法令により交付義務のある書面が追加され、当該書面について本サービスをご利用になる場合は、前条第2項の方法によるお申込みが必要となる場合があります。

第4条（電子交付の方法）

- 1 当社は、次のいずれかの方法により、対象書面を電子交付するものとします。
 - （1）当社又は当社が契約しているデータセンターで運営されるホームページ内の該当ファイルに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法。
 - （2）当社又は当社が契約しているデータセンターで運営されるホームページ内の認証が必要とされる特定のページ等（以下「お客様ページ」といいます。）に顧客ファイルを設け、当該ファイルに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法。
 - （3）お客様の使用にかかる電子計算機に備えられたお客様の顧客ファイルに記載事項を記録する方法。
- 2 電子交付の書面は、PDF ファイルで提供いたしますので、閲覧するためには、PDF ファイルの閲覧用ソフトが必要です。PDF ファイルの閲覧用ソフトの Acrobat Reader 等をお持ちでないお客様は、最新バージョンの Acrobat Reader 等のダウンロードが必要となります。
- 3 電子交付された対象書面（前条（1）に定めるものに限り。）の記載事項は、お客様ページで閲覧可能となった日から 5 年間閲覧できます。なお、MARUSAN-NET 利用契約を解約される場合は、前条（1）に定める対象書面の閲覧ができなくなりますので、事前にお客様ご自身で印字のうえ保管してください。

第5条（本サービスにおける取扱い）

お客様は、本サービスのご利用に際しましては、以下の取扱いに同意するものとします。

- （1）本サービスのご利用期間中は、対象書面の紙媒体での交付は行われません。
- （2）電子交付された書面について、紙媒体での再交付は行われません。
- （3）紙媒体により交付された書面について、電子交付による再交付は行われません。
- （4）法令等の変更、監督官庁の指示、もしくは当社が合理的と判断した場合には、当社は書面の電子交付に代えて、紙媒体により交付等を行う場合があります。

第6条（本サービスの停止・中止）

当社は、以下の事由に該当する場合等、当社が必要と判断する場合には、事前に電子メール等でお知らせしたうえで、本サービスの全部又は一部を停止又は中止することがあります。ただし、緊急の場合は、事前の通知をすることなく停止又は中止することがあります。

- (1) 定期的又は緊急に本サービス提供のためのコンピューターシステムの保守・点検を行う場合。
- (2) 法律、法令等に基づく措置により本サービスが提供できない場合。
- (3) その他、当社が止むを得ないと判断した場合。

第7条（契約の解約）

当社は次に掲げるいずれかに該当する場合には、本契約を解約します。

- (1) お客様が当社所定の方法により、本サービスの利用中止の申出をされた場合。
- (2) お客様の MARUSAN-NET 利用契約が終了し、又は解約された場合。
- (3) お客様が当社への届出事項等について虚偽の届出を行ったことが判明した場合。
- (4) お客様が金融商品取引法等法令諸規則、本規定等のいずれかの事項に違反した場合。
- (5) お客様が本サービスを利用することが不適当と当社が判断した場合。
- (6) お客様が第11条に定める本規定の変更にご同意いただけない場合。
- (7) 当社が本サービスを終了した場合。
- (8) やむを得ない事由により、当社が利用中止を申し出た場合。

第8条（免責事項）

当社は次に掲げる事項により生じたお客様の損害についてはその責を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失により生じた損害についてはこの限りではありません。

- (1) 通信機器、通信回線、コンピューターシステム等の機器の障害による電子交付の遅延、不能、誤作動により生じた損害。
- (2) 第6条、7条により生じた損害。

第9条（準拠法・合意管轄）

本規定に関する準拠法は日本国法とします。本規定に関しお客様と当社との間で生ずるすべて訴訟について、当社の本店所在地を管轄する東京地方裁判所をもって専属的な第一審裁判所とします。

第10条（他の規定、約款の適用）

この規定に定める事項の他については、総合取引約款、振替有価証券管理約款、外国証券取引口座約款等お客様に適用される約款、規定、契約により取り扱います。

第11条（規定の変更）

この規定は、法令の変更、監督官庁の指示もしくはその他の必要が生じたときは変更されることがあります。当社は本規定の変更の際は、すみやかにその内容を当社ホームページ上で開示するものとします。また、当社が重要と判断する改訂については書面等をもってお客様に通知することもできるものとします。

— MEMO —

— MEMO —

— MEMO —

— MEMO —

リスク・手数料等説明ページのご案内

上場株式等、個人向け国債、円貨建て債券および外貨建て債券に関する投資リスクや手数料の費用は、当社ホームページでご確認いただけます。

これら商品に関する契約締結前書面、各種手数料等、無登録格付および英文開示銘柄の確認方法についても掲載しております。



丸三証券ホームページ (TOP) ≫ リスク・手数料等説明ページ

<https://www.marusan-sec.co.jp/risk/>

※スマートフォン等からは、このQRコードをご利用ください。

「リスク・手数料等説明ページのご案内」のリーフレットまたは「契約締結前交付書面集」について、書面での交付をご希望のお客様は、必要の都度お取引店までご遠慮なくお申し付けください。なお、書面での交付を希望される場合、書面がお手元に届くまでの間、お取引ができないことがありますので、あらかじめご了承ください。

【お客様相談室】

電話番号：0120-03-1319

※ご利用の際は、電話番号をお間違えのないようご注意ください。

営業時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

当社とお取引いただく際のお約束事項が記載されています。
内容をいつでも確認できるよう、大切に保管してください。